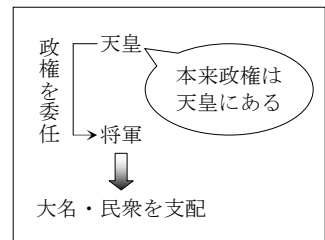


[A] 江戸幕府の滅亡ーテキスト P57 対応ー

明治維新を学習する場合、たいていは^{たいせいほうけん}大政奉還や^{おうせいふくこ}王政復古の^{だいごうれい}大号令、もしくは^{ぼしんせんそう}戊辰戦争から説明していくのが一般的だと思うけど、日本史を初めて学習する生徒には理解が出来ないのではないかな、と思う。なぜなら、大政奉還や王政復古の大号令、戊辰戦争にせよ、それらは江戸幕府という存在があってこそその出来事であるのだから、江戸幕府がどういうものであったのかを知らないと、訳がわからないと思うんだ。だから、まずは、江戸幕府とはどういうものであったのかを簡単に見ていこう。

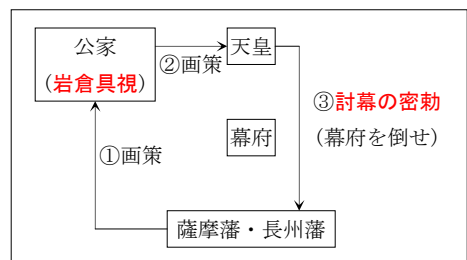
江戸幕府というのは1603年、^{とくがわいさやす}徳川家康が後陽成天皇から^{せい い たいしゅうぐん}征夷大將軍に任命されたことによって開かれたよね。これによって、これ以降は、徳川氏による江戸幕府によって政治が行われていくわけだけど、実はこれにはある仕組みが隠されているんだ。

そもそも、徳川氏は源氏の流れをくんでいる(実はかなり怪しい)とは言っても、本来はただの一大名にしか過ぎない。だから、徳川氏は初めから政治を行う権利を持っているわけではない。では、政治を行う権利を誰が持っているのかというと、それは日本頂点にいる天皇。本来、政治を行う権利(政権)は天皇にあるはずだよね。でも、この当時には、もはや天皇に政治を行う力も、それを行うだけのそれだけの機構も整っていない。そこで“天皇の代わりに政治を行う”ということで徳川氏を^{せい い たいしゅうぐん}征夷大將軍(將軍)に任命して、政治を行う権利(政権)を委任することにしたんだ。そして、その考え方に基づいて、將軍に任命された徳川家康は政治を行うために、幕府という政治を行う機構を開設したんだ。



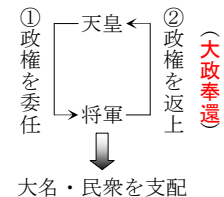
こうした朝廷の伝統と権威を利用するという方法で、幕府は260年もの間ずっと治めてきた。ところが…。君たちもよく知っているように1853年に^{ペリー}ペリーが^{うづま}浦賀にやってきて、その翌年の1854年に^{にっぺいしん}日米和親条約を結ぶことになった。今まで鎖国を守り続けてきたのに、たった4隻の黒船の圧力に屈して開国してしまったのだから、人々も「幕府は情けねえなあ」って思い始める。そして、しまいには1860年に当時の最高権力者である^{たいろう}大老の^{い い なおすけ}井伊直弼が暗殺される^{さくらだもんがい}桜田門外の変まで起きてしまった。

…これって、今でいうところの首相が暗殺されるようなものなんだから、とんでもない出来事だよな? こうしたことが影響して徐々に幕府は勢力を失っていった、逆に雄藩と呼ばれる大きな力をもった藩が台頭してくるんだ。そして、その雄藩の中で幕府寄りでない人々は「今、幕府は弱くなってきていて外国に対抗できるとは思えない。もはや、幕府は滅ぼした方がいいんじゃないか。」と考えるようになっていった。それがちょうど^{さつ ま はん}薩摩藩(今の鹿児島県)の^{さいごうたかもり}西郷隆盛・^{おおくぼとしみち}大久保利通、^{ちやうしゅうはん}長州藩(今の山口県)の^{い わくらとらふ}桂小五郎(のちの^{きようふく}木戸孝允)・^{たかしん}高杉晋作といった志士たちなんだ。そして、この時に彼らは気づいてしまったんだ。そう、幕府よりも実は偉い天皇の存在に。だから、天皇を動かせば幕府を倒すことが出来る。そこで薩摩藩や長州藩は、公家の^{いわくらともみ}岩倉具視を通じて、その天皇をどうにか説得して、幕府を倒す許可を出してもらえるように画策したんだ。そして、折しも、その時の天皇であった^{こうめい}孝明天皇が死亡し(毒殺されたのではないとも言われる)、若干15歳の明治天皇が即位した。このことを利用して、^{いわくらともみ}岩倉具視が画策し1867年10月14日に天皇から「幕府を倒せ」という秘密の勅書が降りたんだ。これを^{ちやく}討幕の密勅という(現在では、この密勅は偽造されたものではないかという説が強い。つまり、岩倉具視が若年の明治天皇を利用して、明治天皇が書いた勅書のようにみせかけて岩倉具視が書いたのではないか、ということ)。



こいつは大変な事態になった。でも、幕府側も実は岩倉らのこうした動きに対してずっと前から警戒していた。だから、実際に討幕の密勅が下る前に、すでにどうすればいいか考えていたんだ。そんな時に実はとんでもない発想を持っていた天才がいた。それが有名な坂本竜馬だ。彼は **1866 年**の薩摩藩と長州藩が結びついた薩長同盟を画策したことで有名だから、討幕側の人間だと思っている人も少なからずいると思う。でも、彼はそんな器じゃない。もっとでかいことを考えていたんだ。「日本国がこれから世界に向けて強い国家になっていくためには国内で争いはすべきではない。そんなことしたら、日本の国力自体が弱まってしまう。だから、薩摩藩と長州藩も、そして幕府自体も必要であり、どれか一つでも滅びてしまったら国が弱まってしまうだけなんだ。でも、もはや幕府に政治を委ねることはできない。だから、幕府は政権をいったん朝廷に返すんだ。そして、その後は幕府や、薩摩藩や長州藩などの雄藩などの大名が集まった国会において、国の政策を話し合っていくのがよいだろう。」…まさに、天才ならではの発想だね。こういった国会を開いて、将軍を議長とする雄藩連合の政権構想を公議政体論という。ちなみに、日本中が佐幕(幕府に従うべきだという考え)か討幕(幕府は倒すべきだという考え)かに分かれていた中で、このような発想を持っていたのは坂本竜馬一人しかいない。この考えを彼は船の中で8つにまとめて簡単に述べた。これを船中八策という。

ただ、彼は土佐藩を脱藩した身分であり、将軍にそのようなことを述べることが出来ない。そこで、これを同郷の友人である土佐藩の後藤象二郎が、前土佐藩主山内豊信(容堂)に上奏し、これを山内豊信が將軍徳川慶喜に上奏するという形で届けられたんだ。そこで、これを聞いた慶喜は政権を朝廷に返すことにしたんだ。これが大政奉還だ。これによって、幕府はもはや政治を行う存在ではなくなる。確かに苦渋の決断ではあるけど、こうしてしまえば、幕府を倒す正当な理由はなくなるからね。その大政奉還が発表されたのは、まったくの偶然なんだけど、討幕の密勅の降りた **1867 年 10 月 14 日**と同日なんだ。だから、幕府としては間一髪だったわけだ。もしもこれが一日でも遅れていたら討幕の密勅が降りてしまって、幕府はもう朝廷の敵である朝敵とみなされていたわけだからね。歴史の偶然が呼んだものだけど、これは震えるよね。そして、政権を天皇に返して、「幕府に対しての処分はどうぞご勝手になさって下さい」ってことで、その処分を朝廷に一任したんだ。



〔大政奉還〕

㊦ 大政奉還の上表文『維新史』

臣慶喜、謹テ皇国時運ノ沿革ヲ考候ニ、昔シ王綱紐ヲ解キ相家権ヲ執リ、保平ノ乱政権武門ニ移テヨリ、祖宗ニ至リ更ニ龍眷ヲ蒙リ、二百余年子孫相受ク。臣其職奉スト雖モ、刑罰当ヲ失フコト少カラス。今日ノ形勢ニ至リ候モ、畢竟薄徳ノ致ス所、慙懼ニ堪ヘス候。況ヤ当今、外国ノ交際日ニ盛ナルニヨリ、愈々朝廷一途ニ出申サス候テハ、綱紀立チ難ク候間、従来ノ旧習ヲ改メ、政権ヲ朝廷ニ帰シ奉リ、広く天下ノ公議ヲ尽シ、聖断ヲ仰キ、同心協力、共ニ皇国ヲ保護仕候得ハ、必ス海外万国ト並立ツヘク候。

(臣徳川慶喜がつつしんで我国の時世の変遷を考えてみまするに、昔、天皇の政治が乱れ、相家(藤原氏)が摂関となって権力を握り、保平の乱(保元・平治の乱)を機に政権は武家に移り、それ以来私の祖宗(祖先の徳川家康)にいたり、さらに朝廷のご寵愛を受け、200 余年子孫が將軍職を受け継いできました。臣(徳川慶喜)は將軍職を受けついでいますが、政治・刑罰の運用で適当でないことが少なくありません。今日の時勢になりましたのも、結局は私の不徳のいたすところで、恥ずかしさに堪えられない次第です。まして最近外国との交際が日に日に盛んになり、いよいよ朝廷の権力が一本化されませんと秩序を保つことができません。そこで、従来の古い習慣を改め、政権を朝廷にお返しし、広く天下の公議(議論)をつくした上で天皇のご決断を仰ぎ、心を一つにして協力して、ともに皇国を守っていくようにすれば、必ず海外諸国と肩を並べることができるでしょう。)

これには長州・薩摩藩と朝廷もいっぱい喰わされた。だって幕府が「もはや政治を行う力はない。そこで、幕府を倒そうとした瞬間に、幕府からもう政治は行えないので政権をお返しします」って言ってきたわけだから、これじゃあ、幕府を倒すための大義名分を失ってしまったことになる。

でも、その後に薩長は妙案を考えた。それが **1867 年 12 月 9 日** に発表された **王政復古の大号令**だ。これは、平安時代のような天皇による「王政」という「古」の時代に「復」す、ということなので、これからは昔のように、天皇が自ら政治を行っていくというもの。だから、天皇(朝廷)が政治を行うわけだから、朝廷以外の **摂政・関白・幕府**は全て廃止されることになり、ここに、260 年間続いた幕府は幕府でなくなったわけだ。ただし、さすがに 15 歳の明治天皇が自ら政治を行っていくのには無理があるので、政治を行っていくための仮の組織として、**三職(総裁・議定・参与)**を置くことを決めたんだ。

A 王政復古の大号令『法令全書』

徳川内府従前御委任ノ**大政**返上、將軍職辞退ノ兩条、今般斷然聞シ食サレ候。抑**癸丑**以来未曾有ノ国難、**先帝**頻年宸襟ヲ悩サレ候次第、衆庶ノ知ル所ニ候。之ニ依テ敬慮ヲ決セラレ、**王政復古**、国威挽回ノ御基立テサセラレ候間、自今摂関・幕府等廢絶、即今、先ス仮ニ、**総裁・議定・参与**ノ三職ヲ置カレ、万機行ハセラルヘシ。

.....

(**徳川内府**(内大臣**徳川慶喜**)がこれまで天皇から御委任されていた**大政**(政権)を返上し、將軍職を辞退したいという二つの申し出を、このたびきっぱりとお聞き入れになられた。それにしても、**癸丑**(**嘉永六年(1853 年)**の**ペリー**来航)以降、いまだかつてなかった国難がつづき、**先帝**(先の**孝明天皇**)が毎年みこころを悩ませられていた事情は人々の知るところである。そこで明治天皇はお考えをきめられて、**王政復古**、国威回復の御基本を確立されたので、今からは摂政・関白・幕府などを廃止し、ただちにまず仮に**総裁**(**有栖川宮熾仁親王**を任命)・**議定**(皇族 2 名、公卿 3 名、大名 5 名を任命)・**参与**(公卿 5 名、藩士 15 名を任命)の三職をおかれ、天下の政治を行われることになった。)

この王政復古の大号令によって、幕府の存在は否定されたので、これ以降は旧幕府と呼ばれるようになる(大政奉還は幕府が政権を朝廷に返したただけなので、幕府はまだ存在しており、王政復古の大号令によって幕府は否定された)。さて、じゃあ、その旧幕府の処分をどうするか決めないといけなよね。幕末の混乱を招いたのは、幕府にその原因があるわけだから、責任を取ってもらわないと。そこで、王政復古の大号令を出したその夜に、天皇や三職のもと徳川氏の処分のための話し合いが天皇の住む御所で開かれたんだ。これを**小御所会議**という。

そして、かなりの激論が交わされたんだけど、最終的に**徳川慶喜**の**辞官納地**が決まったんだ。辞官納地というのは**徳川慶喜**の官位である**内大臣**の**辞職**(辞官)と、**徳川氏**の**領地**を朝廷に**返還**(納地)しろということ。まあ、簡単にいえば「お前クビ。あと財産没収！」ってこと。…随分厳しい処置だよな。「絶対、そんなことされたら慶喜くんも怒ると思うんですけど…」その通り。わざと旧幕府を怒らせて暴発させて、一気に叩いてしまおうと考えたんだ。旧幕府は日本全国の 4 分の 1 の領地を支配しているので、これを倒して没収してしまえば、それらが明治政府の直轄領になるからね。

そして、薩摩・長州藩を中心とする新政府軍と、辞官納地の処分に納得できない旧幕府軍の間に京都で起きた戦いが**鳥羽・伏見の戦い**だ。薩長軍は旧幕府軍の 3 分の 1 にも満たなかったんだけど、結局最新式の武器をそろえた薩長軍が勝利。そして、これ以降の薩長を中心とする新政府軍と旧幕府軍による一連の戦争を**戊辰戦争**というんだ。



[小御所会議]

[B] 戊辰戦争ーテキスト P57 対応ー

鳥羽・伏見の戦いに敗れた後、旧幕府軍の総大将である徳川慶喜は大坂城に撤退したんだけど、何故か徳川慶喜はいきなり数人の部下を引き連れて江戸に船で帰っちゃったんだ。そして、あとは勝海舟に全てを任せて、上野の寛永寺というところに引きこもって、これからは絶対恭順することを示したんだ。なお、絶対恭順ってのは絶対に反抗しないで、相手のいうことに逆らわないってことだ。

おいおい、ずいぶん格好悪いな～。でも実は、これは高度な政治判断と言われているんだ。あえて全面戦争をしないようにして、国内を大戦乱にしないようにする。そうすることで、

慶喜待てや～

日本全体の国力を内戦によって弱めないようにしたわけだ。ちょうど、この時期は外国が日本に来ていた頃だから、いつ日本が植民地化されてもおかしくなかったしね。でも、一番可愛そうなのは、その家臣や兵士たちだよ。將軍慶喜は江戸に帰っちゃったけど、彼らは大坂に置いていかれちゃった。だから、やむなく江戸へ引き上げていくんだ。そして、これを薩長軍(これ以降「官軍」と呼ばれる)が追いかける形で、戦いは東へ東へと移っていくんだ。



こうした江戸へと向かう新政府軍(官軍)の総大将(東征大総督)には、^{ありす}有^{がわのみやたるひとしんのう}栖川宮熾仁親王という皇族が任命されたんだけど、さすがに皇族自ら指揮をとるのは難しい。だから、実質的には薩摩藩の西郷隆盛が軍勢を率いるんだ。

ところで、この新政府軍の少し黒い話を紹介しよう。江戸へと向かう官軍の先鋒を走っていた部隊に、^{さがらそうぞう}相楽総三が率いる^{せきほうたい}赤報隊という部隊があった。そして、彼らの役目は、民衆を明治政府の



味方につけるため、「新政府軍(官軍)が勝てば、年貢が今までの半分になるぞ」という^{ねんぎはんげんれい}年貢半減令を宣伝することだった。これは、新政府からのお達しだったので、それを民衆に伝えていたわけだけど、途中で新政府は今後のことを考え始めた。明治政府が出来上がった後に、本当に年貢が半分になってしまったら財政的にキツくなる。そこで、本部は、赤報隊は偽物だってことにして、年貢半減(年貢を半分に減らす)をなかったことにしてしまったんだ。

でも、赤報隊の隊長相楽総三は、逃げなかった。

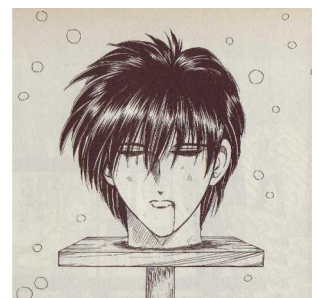
相楽総三「これは何かの間違いだろう。直接、新政府に問い合わせみよう。」

隊員「隊長…。必ず戻ってきてくれますよね？」

相楽総三「大丈夫。心配するな。」

…そして、新政府は、世間を惑わした罪ということで処罰したため、^{さがらそうぞう}相楽総三隊長は戻ってくることはなかった…。

まったく酷い話だよ。言わば、とかげのシッポ切りってやつだよ。ちなみにこれは「るろうに剣心」って漫画にも載っている実話なんだけど、右の絵は僕が描いたんだ！(嘘。漫画買ってね！)



さて、こうした黒い部分もありながら官軍は江戸に向かっていく。そして、ついに江戸に到着し、江戸城への総攻撃が決定された。でも、もしも江戸城が攻撃されたら、江戸の町が戦禍に巻き込まれてしまう。そこで、徳川慶喜から幕府を一任されていた**勝海舟**は**西郷隆盛**(官軍の実質的リーダー)に会談を持ちかけたんだ。

勝 海舟「西郷さん、江戸総攻撃はやめていただきたい。」

西郷どん「それは出来ないでござす。新政府は江戸を新しい首都に定めるつもりでござすから、江戸はいただかなければならんでござす。」

勝 海舟「……わかった。では江戸は引き渡しましょう。江戸城を新政府軍に引き渡しますので、それで江戸への総攻撃はやめていただきたい。江戸への総攻撃が行われたら、江戸に住む100万人の人々が路頭に迷うことになってしまうんだ。」

西郷どん「……わかりもうした！」

こうして、西郷が受け入れたことで、江戸城は一滴の血も流れることなく開城されたんだ。この時の勝海舟の政治的判断も見事だよね。やっぱり、慶喜と同じように国力を弱めないようにと考えて江戸城を明け渡したんだ。ところが、新政府軍と戦う気満々だった旧幕府軍の一部には、納得できない人々もいる。そして、旧幕府軍の**彰義隊**が上野に立てこもって抵抗したんだけど、これも新政府の**大村益次郎**が率いる軍隊の**アームストロング砲**の効果などによって鎮圧されちゃいましたとさ(なお、新政府のものとなった江戸は、明治維新後に東京と改称されて、**1869年**には天皇も**京都**から**東京**に引っ越してきたことによって、日本の首都と定められる)。

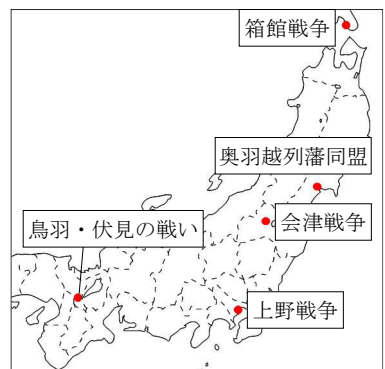


江戸は新政府軍の手に落ちたけど、まだ官軍に抵抗する勢力があった。それが会津藩を中心とした奥羽(東北)・北越の藩たちで、彼らは皇族の**輪王寺宮能久親王**を擁して**奥羽越列藩同盟**っていう同盟を結成して官軍に抵抗したんだ。まあ、新政府に抵抗するために、**陸奥**・**出羽**・**越後**の大名たちが組んだ同盟ってことだね。でも、その長岡藩が北越戦争で敗れると、降伏する藩が相次いで、会津藩もその本拠である会津若松城が落城して、降伏させられてしまったんだ。なお、その会津戦争では、16~17歳の少年たちで結成された**白虎隊**が、自分たちの居城の会津若松城が焼けるのを見て、絶望して集団自決しちゃったという悲話は有名だよね。



しかし…、まだ戦いは終わらない。旧幕府の海軍副総裁である**榎本武揚**や元新撰組副長の土方歳三が、敗残兵たちを集めて**箱館**の**五稜郭**を拠点として抗戦を続けたんだ(箱館戦争)。でも、結局これも新政府軍によって降伏させられちゃいましたとさ(榎本武揚はその後明治政府の官僚となり、初代**逓信大臣**となる)。この鳥羽・伏見の戦い(1868)から箱館戦争(1869)までの一連の戦争を**戊辰戦争**という。

なお、明治政府はこの戊辰戦争を戦う上での財源がなかった。だから、お金がないなら刷っちゃえてことで、戊辰戦争の戦費を補うために発行されたのが**由利公正**の建議による**太政官札**(1868)と、**民部省札**(1869)という**不換紙幣**なんだ(不換紙幣とは、金貨や銀貨と交換することができない紙幣のことをいう)。



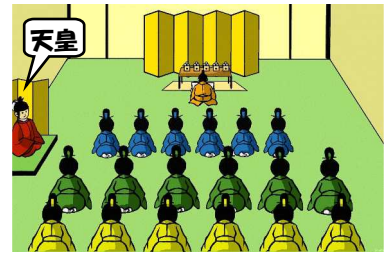
[戊辰戦争]

[C] 明治政府の基本方針—テキスト P57 対応—

さて、戊辰戦争で新政府軍(官軍)と旧幕府軍が争っている最中だとしても、これからは明治政府が政治を行っていかねばならない。でも、今まで政治を行っていたのは幕府であって、新しく政治を行う明治政府に対して、民衆も外国とかも明治政府がどんな政治を行っていくのかわからないよね。だから、外国や諸藩、そして民衆に対して「明治政府はこれからはこんな感じで政治を行っていきますよ」って政治の方針を示す必要があったんだ。

そこで、1868 年に諸大名や諸外国に向けてこれからの政治方針をアピールしたのが**五箇条の(御)誓文**だ。この誓文は明治天皇が部下を率いて、**天地神明**(天地の神々)に誓うという形で出されたんだ。これを起草した人物が越前藩士の**由利公正**で、修正した人物が土佐藩士の**福岡孝弟**。

ところが「じゃあ、これでいこう〜」って発表しようと思ったら、そこに待ったがかかった。この第一条の「**列侯会議**ヲ興シ…」の部分引っかかったんだ。これは「**列侯**(大名)たちで話し合っ



〔五箇条の(御)誓文〕

て政治を行っていこう」ってことだったんだけど、そうしてしまうと徳川寄りの大名が参加してしまう可能性もあるし、改革が思うように進められなくなってしまうかもしれない。そこで、長州藩の**末戸孝允**がこれを「**広く会議ヲ興シ**…」に加筆修正したんだ。ちなみに列「侯」は、「侯」ではなく「侯」だからね。

㊦ **五箇条の(御)誓文**『法令全書』

- 一、**廣く會議**ヲ興シ、**万機公論**ニ決スヘシ。
 - 一、**上下心ヲ一ニシテ**、**盛ん経綸**ヲ行フヘシ。
 - 一、**官武**一途**庶民**ニ至ル迄各々其志ヲ遂ケ、人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス。
 - 一、**旧来ノ陋習**ヲ破リ、**天地ノ公道**ニ基クヘシ。
 - 一、**智識**ヲ世界ニ求メ、**大ニ皇基**ヲ振起スヘシ。
- 我国未曾有ノ**変革**ヲ為ントシ、**朕躬**ヲ以テ衆ニ先ンシ、**天地神明**ニ誓ヒ、**大ニ斯国**是ヲ定メ、**万民保全**ノ道ヲ立ントス。衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ。
- (一、**廣く會議**を開いて、政治は**公議世論**によって決められるべきである。
- 一、**上下**なく**国民**が一丸となって、**経綸**(国家を治める)を行うべきである。
- 一、**官武**(公家も武家)も**庶民**も、皆その願いが叶えられるようにし、人の心を飽きさせないようにすることが大切である。
- 一、**旧来ノ陋習**(昔の悪習である**攘夷運動**など)はやめて、**公道**(**国際法**)に基づき**開国和親**を行うべきである。
- 一、**知識**を世界から吸収し、**皇基**(天皇統治の基盤)を盛んにするべきである。
- この国が大きな変革をするのにあたり、私(明治天皇)は率先して**天地神明**(天地の神々)に誓って、国政の基本方針を定めて国民を守る道をつくろうとするものである)

この五箇条の御誓文を簡単にまとめれば、「**公議世論の尊重**」(みんなの意見を聞き入れていきますよ)・「**開国和親**」(外国と仲良くしていきましょう)ということになる。ただ、この五箇条の御誓文はさっき言ったけど諸外国や諸大名に対して発表したものだ。それに対して、一般 people(民衆)用に出されたのが、五箇条の御誓文の翌日に出された**五箇条の揭示**(1868)。これは各村とかの辻々に**高札**という立て札に出して発表したんだ。



五榜の掲示は、5種の高札にそれぞれ民衆に対する心構えが書かれてあったんだけど、その内容は一つ目が五倫道德の遵守(道德を守れ)、二つ目が徒党・強訴・逃散の禁止(一揆みたいなものは起こすな)、三つ目が一番重要でキリスト教の禁止。

……って、おい。これじゃあ江戸幕府の政策とほとんど変わってないじゃねえか。何か、諸外国には、「開国和親」によって「外国と仲良くしていくよ～」と言っているくせに、国民に対しては、諸外国が信仰する「キリスト教」を禁止しているんじゃ、矛盾しているもんね。

回 五榜の掲示『法令全書』

第一札 一、人タルモノ五倫ノ道ヲ正シクスヘキ事。

第二札 一、何事ニ由ラス宜シカラサル事ニ大勢申合せ 候 ヲ徒党ト唱へ、徒党シテ強テ願ヒ事 企ルヲ強訴トイヒ、或ハ申合せ居町居村ヲ立退キ 候 ヲ逃散ト申ス。堅ク御法度タリ。……

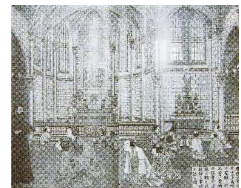
第三札 一、切支丹邪宗門ノ儀ハ固ク御制禁タリ。若シ不審ナル者コレ有ラハ、其筋之役所ヘ申出ルヘシ。御褒美下サルベク事。

(第一札 一、人間として、五輪の道(儒教の掲げる五つの倫理)を正しくすること。

第二札 一、どのような理由であれ、大勢でよからぬことを申し合わせることを徒党といい、徒党を組み(仲間をつくって)、(役所・役人に)集団で無理に要求を願うことを強訴といい、また、示し合わせて居住している町や村を立ち退くことを逃散という。これらのことは固く禁止する。

第三札 切支丹(キリスト教)は邪教なので固く禁止する。もし疑わしい者をみつけたら関係する役所に通報せよ。そうすれば褒美を与えることにする。)

ところが、この五榜の掲示による「キリスト教の禁止」が問題を引き起こしてしまった。それが浦上信徒弾圧事件だ。もともと長崎県の浦上地方は、江戸時代の頃から隠れキリシタンが多かったんだけど、1867年にその信者たちがフランスの神父に、「私たちは江戸時代からずっとキリスト教を信仰していたんです」って申告したんだ。江戸幕府は、フランスとの関係を考慮して、不問としたんだけど、明治政府はそれを許さず、1870年に長崎の浦上村の隠れキリシタン総勢3000人近くを配流しちやっただ。



[浦上信徒の告白]

でも、これには列強諸国も猛抗議！「何や、日本は？我々には開国和親とか言うといて、裏ではキリスト教弾圧しとんのかい！」とバッシングがハンパなかった。そこで、明治政府も1873年にキリスト教禁止の高札を撤去したんだ。つまり、五榜の掲示が四榜の掲示になったと思うとわかりやすいかな。まあ、これによって事実上、キリスト教は黙認されることになったわけだ。

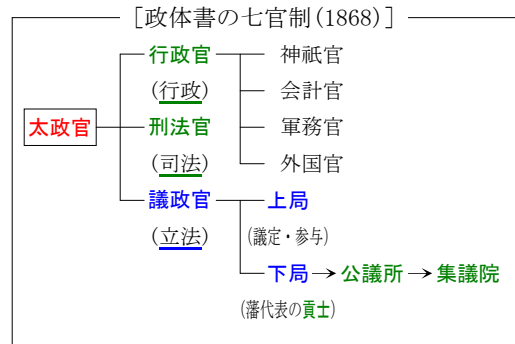
これで、五箇条の御誓文は諸外国などに対して発表した政治方針、五榜の掲示は一般民衆に対して出した心構え、という違いはわかったよね。ただ、もう一つの同年1868年に定められた政体書がわかりづらい。まず、そもそも「政体」というのは「政治体制」のことを指している。だから、これは明治政府がこれから政治を行っていくための政治体制の組織を定めたなんだ。

そもそも、王政復古の号令で、政治組織として三職(総裁・議定・参与)が設置されたけれども、あれは仮の組織であって、暫定的なものでしかなかった。そこで、ちゃんとした組織を作るために政体書を發布して政治体制の組織を整えたわけだ。

この政体書は、土佐藩士の福岡孝弟と佐賀藩士の副島種臣によって起草されたんだけど、中央政府の太政官に権力を集中させるために、旧来の律令制度における太政官制を復活させたんだ(そのため養老令の官撰注釈書の『令義解』を参考にした)。ただ、昔のまま復活させただけなら不備が多すぎるよね。そこでアメリカ合衆国の憲法を参考にして、形式的な三権分立を盛り込んだんだ(欧米諸国の制度を説明した福沢諭吉の『西洋事情』も参考にした)。

では、アメリカ合衆国の憲法を参考にして取り入れた、三権分立とは具体的にどのようなものなのか。まず、三権は行政権・司法権・立法権の三権に分立するわけだから、それぞれ行政を担当する行政官と、司法を担当する刑法官、立法を担当する議政官の3つが設けられる(行政＝行政官、司法＝刑法官は連想しやすいが、立法の議政官だけは連想しにくいので頻度が上がる)。

そして、この立法機関の議政官は、アメリカの「上院」・「下院」を参考にしたので、身分の高い議定・参与から構成される「上局」と、身分の低い各藩の代表の貢士と呼ばれる人たちから構成される「下局」に分かれていたんだ(のち、下局は1869年3月に公議所、7月には集議院と改められた)。また、高級官吏は4年ごとに互選を行って交代させることになっていたんだけど、互選ってのは官吏たちの中で互いに選挙を行うってことだからね。結局メンバーも変わらないし、実際には1回しか実施されなかったんだ。



国 政体書『法令全書』

- 一 大ニ斯国はヲ定メ制度規律ヲ建ツルハ、御誓文ヲ以テ目的トス。
 - 一 天下ノ権力総テコレヲ太政官ニ帰ス、即チ政令ニ途ニ出ルノ患無カラシム、太政官ノ権力ヲ分ツテ、立法・行政・司法ノ三権トス。則偏重ノ患無ラシムルナリ。
 - 一 立法官ハ行政官ヲ兼ヌルヲ得ズ、行政官ハ立法官ヲ兼ヌルヲ得ズ。
 - 一 各府、各藩、各県、皆貢士ヲ出シ議員トス、議事ノ制ヲ立ツルハ輿論ヲ執ル所以ナリ。
 - 一 諸官四年ヲ以テ交代ス。公選入札ノ法ヲ用フヘシ。
- (一、大いにこの国政の基本方針を定めて、制度や規律をつくるのは、御誓文(五箇条の(御)誓文)の趣旨を実現するためである。
- 一、国家の権力のすべてを太政官に集める。これは、政治上の命令が2箇所以上の方面から出て混乱することをなくすためである。太政官の権力を分けて、立法・行政・司法の三権を分立させる。これは権力の偏りをなくすためである。
 - 一、立法官は行政官を兼ねてはならない。行政官は立法官を兼ねてはならない。
 - 一、各府・藩・県はその地から選出した貢士を議政官下局の議員とする。議事のやり方をとるのは公議世論を掲げているからである。
 - 一、官吏は4年で交代する。選出は公選入札の法(選挙)で行う(が、実際は一回しか実施されなかった)。

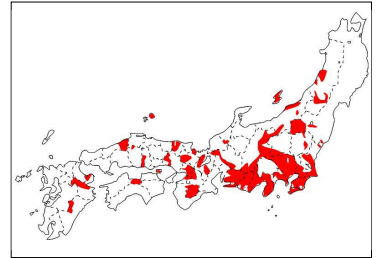
ここまでが中央制度の説明だったんだけど、地方制度はどうなっていたんだろう。

まず、戊辰戦争で旧幕府が敗れたことによって、江戸幕府の直轄領であった幕領(天領)は、明治政府の直轄領となったので、「府」(東京府・大阪府・京都府の3府)や「県」(3府以外)と呼ばれるようになる。一方で、政府直轄領である「府」・「県」以外の地域には、昔からの大名がそれぞれ治めている「藩」があるんだ。このような政府直轄領の「府」・「県」と、従来どおり大名が治めている状態を府藩県三治制という。つまり、明治政府の支配する地域は「府」・「県」だけであって、まだ大名の統治する「藩」が残っているため、全国統一は成し遂げられていないということになるよね。

そして、ラストの作業は元号について。まずは、前の孝明天皇が亡くなって明治天皇が新しく天皇についたので、元号は「明治」に改められる。そして、今までは天皇一代の間で、縁起が悪いとか天災が起きたからといって、元号が何回も変わったりすることがあったけども、これからはそういったコロコロ元号を変えることは無しにしよう。こうした天皇一代につき、一つの元号とする制度を一世一元の制というんだ。

[D] 中央集権化政策①(版籍奉還～廃藩置県)ーテキスト P58 対応ー

戊辰戦争が終わったことで、ようやく幕末からの動乱が終了した。そして、旧幕府領の幕領(天領)は、政府直轄領の「府」・「県」となったけど(右図の赤色)、それ以外の地域(右図の白色)には、大名が支配する「藩」が 300 近くも存在していた(府藩県三治制)。そして、その「藩」では、江戸時代と同じように大名たちが政治を行っている。…って、これじゃあ、江戸時代とほとんど変わっていないじゃないか！



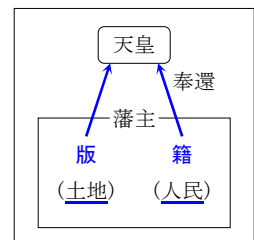
[政府直轄領(赤色の部分)]

このままじゃマズい。まず、そもそも各大名に能力があるのかという問題。もともと世襲制で殿様となったわけだから、能力があるとは限らない。さらに、大名が政治を行っていたら、それぞれ好き勝手にやっしまい、国の方向性も定まらなくなってしまう。たとえ、明治政府が「国を強くするために軍事力を強化するぞ！」って言うっても、大名たちが「うちは金ないから無理っす！」、「うちも無理っす」ってな状況になってしまう。このように、地方は地方で大名がそれぞれ政治を行っている体制を「地方分権体制」(地方に権力が分散している体制)という。

日本が欧米列強に追いつき追い越すためには、このままじゃダメだ。こうした地方分権的な「藩」を早くぶっ潰して(大名たちをクビにして)、明治政府が「軍事力を強化するぞ！」と言ったら、皆が皆「アイアイサー！」と従うような体制にしなければ国を強くすることはできない。つまり、中央政府が絶対的な権力をもつ「中央集権体制」(中央政府に権力が集中している体制)に変えなければいけないわけだ。まあ、早い話、[右図]の大名が支配する「藩(白色の部分)」を全て「政府直轄領(赤色の部分)」に変えてしまえばいい、ということだ。そうすれば、各地に明治政府のイエスマンを派遣して、軍事力などの強化を推進できるからね。

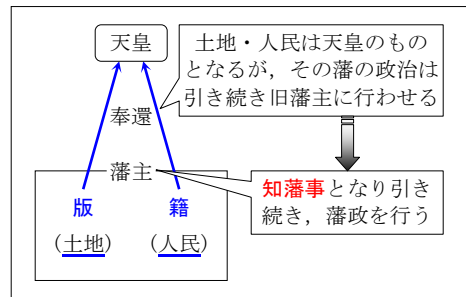
ただし、ここで一つ問題がある。いきなり「藩」をぶっ潰して大名をクビにしてしまったら、大名たちは絶対ブチ切れるよね。だから、そのためにはワンクッション置く必要がある。そこで、**1869年**に実施した政策が**版籍奉還**なんだ。これは、薩摩藩士の**大久保利通**と長州藩士の**木戸孝允**が画策したものなんだけど、簡単にいえば「**版(土地)**」と「**籍(人民)**」を天皇のもとに「奉還(返還)」しろってこと。

そもそも、古代には公地公民制という原則があったし、全ての「版(土地)」と「籍(人民)」は本来天皇のものだったはずだ(これを**王土王民思想**という)。だから、大名(藩主)たちが領している土地や人民は、もともと天皇の土地・人民であるのだから、「版(土地)」と「籍(人民)」を天皇に「奉還(返還)」しなさいということだね。



でも、いきなりそんな事を言われても、大名(藩主)だって「確かに～。そうですね。すぐにお返しします」とは素直に返すとは限らない。そこで、明治政府はヤラセをさせて、この版籍奉還がスムーズに行くようにしたんだ。そのヤラセというのが、当時の藩の中でも一番有力な薩長土肥(薩摩・長州・土佐・肥前)の4藩主が、「あの～、僕ら気付いちゃったんですけど、僕らが支配している土地・人民ってもともと天皇のものつすよね？これを僕らが支配しているのっておかしいっすか？だから、僕らは天皇に土地・人民をお返しいたしますわ」と言い出すこと(薩摩藩主には大久保利通、長州藩主には木戸孝允、土佐藩主には板垣退助、肥前藩主には大隈重信がそれぞれ進言し、その提案をそれぞれの藩主が受け入れた)。こうして、実力のある藩主が自主的に版籍を返上したのを見て、他の藩も「じゃあ、ウチも返しますわ」、「ウチも返します」と次々に返上していったんだ。

こうして、日本全国の版(土地)・籍(人民)は天皇のものとなったんだけど、それぞれの地域を天皇が自ら支配するのは不可能だ。さすがに、天皇が薩摩藩(鹿児島県)とかに赴いて政治を行うわけにはいかないからね。だから、天皇の代わりに、薩摩藩(鹿児島県)や長州藩(山口県)などで政治を行う役人が必要になってくる。そこで、先ほど天皇に土地・人民を返還した大名たちを知藩事という役人に任命して、引き続きその藩の行政・軍事などを担当させたんだ。まあ、現在の「知事」と同じような立場だと考えてくれればいい。「知藩事」の藩を抜いてみれば、「知事」になるしね。



ただし、これによって形式的には知藩事(旧藩主)は明治政府の役人となるので、藩の石高全てを自由にすることはできなくなり、今までの石高の 10 分の 1 を 家禄(給料)として政府から支給されることになったんだ。

㊦ 版籍奉還の上表『法令全書』

薩長土肥四藩主連署シ版籍奉還ノ表ヲ上ル、……抑臣等居ル所ハ、則チ天子ノ土、臣等牧スル所ハ、則チ天子ノ民ナリ。安ソ私有スヘケンヤ。今謹テ其版籍ヲ収メテ之ヲ上ル。願クハ朝廷其宜ニ処シ、其与フ可キハ之ヲ与ヘ、其奪フ可キハコレヲ奪ヒ、凡列藩ノ封土、更ニ宜シク詔命ヲ下シ、コレヲ改メ定ムヘシ。……

(薩長土肥(薩摩・長州・土佐・肥前)の4藩主は版籍奉還の上表をたてまつります。そもそも私たちが居る土地は天皇の土地であり、私たちが支配している人民は天皇の家来の人民であり、どうして私有することができましょうか。今、謹んで私たちの支配する版図(土地)と戸籍(人民)を天皇にお返しします。どうぞ朝廷のよろしように処置なさって、私たちに与えるべきものは与え、没収するべきものは没収し、諸藩の領土については、天皇のご命令をもって、あらためてお決めください。)

＜四民平等(1869)＞

1869年に版籍奉還が行われたことによって、土地・人民が天皇のもとに戻ってきたのだから、今までの大名(藩主)が藩士や民衆を支配する関係も崩壊した。そこで、これを機会に江戸時代の士農工商の身分制度もやめて、みんな平等とする四民平等が1869年に実現されたんだ。ただし、さすがに「大名と農民も平等ですよ～」と言うのは無理がある。そこで、華族(もと大名・公家)・士族(もと一般武士)・卒(足軽などのもと下級武士)・平民(もと農・工・商)という身分的には少し差をつけたんだ。

でも、江戸時代には、農民の下に奴隸的な扱いを受けたえた・非人が存在したよね。彼らは、四民平等となったにもかかわらず、平民に含まれずに、ずっとえた・非人と呼ばれていたんだ。そのため、それらの撤廃を求める声が高まって、1871年に出されたものが身分解放令だ。これによって、えた・非人という言い方は廃止。そして、彼らは「新平民」と呼ばれるようになり、戸籍にも「新平民」と記載されていくんだ。…って、まだ差別残ってるじゃねーか！そう、「平民」とは別に「新平民」と呼ばれたように、彼ら新平民(えた・非人など)などが住んでいた集落の「部落」に対する差別は残ったままだったんだ。

こうして、版籍奉還が行われたわけだけど、問題点が残っているのはわかるよね？旧藩主は知藩事と呼ばれるようになったけど、引き続き徴税・軍事などの藩政を行っているのだから、旧藩主は実質的に温存されていることになる。つまり、旧藩主が名前を知藩事に変えただけで、実態は江戸時代と変わらなかったわけだ。

いや、江戸時代と変わらないというよりも、むしろ状況は悪くなっていたんだ。新政府が出来れば世の中が良くなる、…そう人々は信じていたのに一向に生活は良くならない。こうした期待を裏切られた反動から、ちょうどこの時期は世直し一揆などが起きたり、非常に不穏な状況だったんだ。これでは政権崩壊の恐れもある。だから、こうした状況を打開するためには、一挙に旧藩主が支配する藩をぶっ潰して、政治的に統一させる必要がある。そのため、今までの藩を廃して、新しく県を置く廃藩置県が1871年に断行されたんだ。

でも、270年近く続いた「藩」を潰すという一種のクーデターを行うのだから、反乱が起きる可能性がある。そこで、薩長土(薩摩・長州・土佐)の3藩から(肥前は入っていないことに注意!)、(御)親兵という1万人の軍勢を東京に集めて、反乱に備えておいたんだ(廃藩置県後、御親兵は天皇を守護する近衛兵と改称)。そして、その上で、藩を廃して県を置いて、これは旧藩主の知藩事を罷免(クビ)して(これにより藩は廃止)、新しく政府の役人として東京府・大阪府・京都府に府知事を、その他の県に県令を派遣したんだ(これにより県を設置)。じゃあ、そのクビになった知藩事はどうなるの? 反乱を起こさないように、知藩事は東京に移住するように命じられたんだ。

でも、今までずっと存在していた藩を潰して、旧藩主の知藩事も罷免する(クビにする)わけだから大改革だよ。政府も、こうしたことに対して反乱が起きるだろうと予想していたので、(御)親兵などを集めておいたんだけど、実は全く騒動は起きなかったんだ。理由はいろいろあるんだけど、まず一つは戊辰戦争の戦費によって多くの藩が財政的に窮乏化していたこと。だから、そんな反乱を起こす資金もなかったんだ。しかも、諸藩の債務は明治政府が引き継いだので、諸藩からしてみれば借金がチャラになる。それから、知藩事や藩士の家禄(給料)を政府が請け負うことを表明したことがあげられるね。給料がもらえるなら藩士もそこまで不満にはならないでしょ。

また、全国の藩を廃止して県を設置したので、1871年7月には3府302県が置かれたんだけど(3府は東京府・大阪府・京都府の3府)、これはちょっと多すぎだ。そのため、11月には3府72県と整理されて、1888年には3府43県と現在と同じ数になったんだ。

<府県数の覚え方>

「サオに、なにシミつけてんだよ! イヤ〜(やめて)!」
 さ(3)お(0)に(2)、な(7)に(2)シ(4)ミ(3)
 イ(1)ヤ〜〜(888)

回 廃藩置県の詔『法令全書』

朕惟フニ、更始ノ時ニ際シ、内以テ億兆ヲ保安シ、外以テ万国ト対峙セント欲セハ、宜ク名実相副ヒ、政令一ニ帰セシムヘシ。朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聴納シ、新ニ知藩事ヲ命シ、各其職ヲ奉セシム。然ルニ数百年因襲ノ久キ、或ハ其名アリテ其实挙ラサル者アリ。何ヲ以テ億兆ヲ保安シ万国ト対峙スルヲ得ンヤ。朕深ク之ヲ慨ス。仍テ今更ニ藩ヲ廃シ県ト為ス。

(私(明治天皇)が考えるに、新しい政治を始めるこの時、国内で億兆(人民)を守り、国外には世界の国々と対等に交渉していこうとすれば、名実ともに政治が一本化されていなければならない。私はすでに版籍奉還を聞き入れて、旧藩主を新しく知藩事を任命しその職に就かせた。ところが数百年の古いしきたりが続き、なかには名のみで実が整わない者もある。(こんなことで)どうして億兆(人民)を守り、世界の国々と対等に交渉していくことができるだろうか。私は深くこのことを嘆かわしく思う。したがって今、さらに藩を廃止し県を置くことにする。)

廃藩置県によって、全国は明治政府の直轄領である「府」・「県」となったことで、国内の政治的な統一が完成し、中央政府に権力が集中することになった。さらに、今まで地方は、それぞれ藩によって治められていたから、藩ごとに民衆を把握していたけど、これからは全国的に明治政府が把握していかなければならない。そこで、全国的に統一した戸籍をつくろうってことで1871年に出された法令が戸籍法だ。そして、この戸籍法に基づいて、1872年につくられた全国的な戸籍を、その年の干支から壬申戸籍と言うんだ(壬申の乱(672)から1200年後にあたる)。

廃藩置県によって、国内が政治的に統一された影響は、貨幣制度に及んでいる。廃藩置県が行われる前は、全国に「府」・「藩」・「県」などがあって、江戸時代からの貨幣制度が続いているため、いろいろな貨幣が使われていた。例えば、江戸などの東日本では金貨が使われていたし、大坂などの西日本では銀貨が使われていて、全国的には小額にあたる銭貨が使われ、それぞれの藩でしか使用できない藩札なんていう紙幣もあったからね。さらに、明治政府は明治政府で、戊辰戦争の戦費を補うために、**由利公正**の建議で**太政官札**(1868)、**民部省札**(1869)などの不換紙幣も刷っていたからね([A]戊辰戦争で既述)。

…多すぎ。しかも単位もそれぞれバラバラだから、ワケワカメ(死語らしい)。だったら、廃藩置県によって全国的に統一されたのだから、貨幣の単位も一つに統一しよう。そこで、統一的な貨幣制度を確立するために、**伊藤博文**の建議で発布されたのが**1871年の新貨条例**なんだ(正確には廃藩置県は1871年7月、新貨条例は1871年4月なので、新貨条例の方が先に行われた政策だが、「廃藩置県で全国的に統一」→「新貨条例で貨幣単位も統一」と考えた方が覚えやすいだろう)。

この新貨条例では、金貨を中心にした**両・分・朱**の**4進法**という江戸時代の貨幣単位から、**円・銭・厘**の**10進法**という貨幣単位に統一したんだ。…けど、さっぱりわからんじやろう。

まず、江戸時代のコ貨の単位には**両・分・朱**の3つがあつて、一番下の単位である1朱を4枚集めて4朱にすると、1分に単位が繰り上がるんだ。さらに1分を4枚集めて4分にすると、1両に単位が繰り上がる。つまり、「1両=4分=16朱」ということになるよね(文系ガンバレ!)。このような4つずつ単位が繰り上がることを**4進法**というんだ。

一方、明治政府は**円・銭・厘**という新たな単位に改めて、10ずつ単位が繰り上がる**10進法**を採用している。だから、一番上の単位である1円は100銭と交換することができる。さらに1銭は10厘と交換することができるんだ。…おい、「1円=100銭」って10進法じゃなくて「100進法」じゃねえかってツッコミ入れた奴。僕は細かいこと言う奴嫌い。

＜江戸時代の貨幣単位＞	
1両=4分	1両
↑(×4枚)	
1分=4朱	4分
↑(×4枚)	
1朱	16朱

＜明治時代の貨幣単位＞	
1円=100銭	1円
↑(×100)	
1銭=10厘	100銭
↑(×10)	
1厘	1000厘

そして、新貨条例で採用されたもう一つが**金本位制**。この当時の日本国内では、太政官札や民部省札などの不換紙幣が出回っているけど、さすがに外国との取引では、そんな紙切れを使うことはできない。やっぱり世界共通の通貨である「金」or「銀」で取引しなくちゃいけないんだ。こうした**外国との貿易決済を金貨で行う制度を金本位制**といい(**金本位制は欧米で主流**)、**外国との貿易決済を銀貨で行う制度を銀本位制**というんだ(**銀本位制はアジアで主流**)。

金本位制を採用するか、銀本位制を採用するかは、その国の政府が決定するんだけど、日本は欧米列強に追いつき追いつくことを目標に掲げている。そこで、欧米諸国にならって、日本は**金本位制**を採用したんだ(そのため、この時期には金**1.5g**を含む**1円金貨**を鑄造している)。でもね、実際の日本はまだ欧米諸国との貿易は少なく、アジア諸国が貿易のメインだったんだ。だから、アジアとの貿易のために、開港場(横浜・函館・長崎などの開港したエリア)でのみ使用することができる**貿易銀**という銀貨も鑄造しているんだ。

だから、実際には**金銀複本位制**という、金本位制を採用しながら、アジアとの貿易のために銀貨も鑄造している銀本位制状態。ゆえに、この時の金本位制は「建前上」の金本位制にすぎなかったんだ。

[E] 官制改革－史料プリント(付録)P37 対応－

ところで、政府は版籍奉還(1869)と廃藩置県(1871)を行った直後にそれぞれ官制改革を行っている。1868年の政体書では太政官に権力を集中させる七官制としていたけど、1869年には新しく祭祀を担当する神祇官を設置して、二官六省制としたんだ。神祇官といえば、古代の律令制度でも存在していた機関だよ。でも、明治政府は神祇官を設けるにあたって、神祇官は太政官よりも上位であるとしたんだ。

普通に考えたら、行政を担当する太政官と、祭祀を担当する神祇官だったら、行政を担当する機関の方が重要なはず(律令制度でも実質的には太政官の方が上位だった)。じゃあ、なぜ明治政府は神祇官を重視したのだろう？それには政府の推進していた神道国教化政策が大きく関わっているんだ。

[二官六省制(1869)]

神祇官 (太政官より上位)

太政官

大蔵省
— 兵部省
— 外務省
— 文部省
— 司法省
— 宮内省

＜神道国教化政策－史料プリント(付録)P37 対応－＞

ヨーロッパではキリスト教を国教(国の宗教)として採用している国が多いけど、明治政府は日本でも同じように、神道を国教として重視しようと考えた。そもそも、神道とは、天皇家の祖先とされる天照大神など日本固有の神々を信仰するもの。この神道を国教としてしまえば、「天照大神などの神々を信仰＝子孫である天皇家を信仰」するわけだから、天皇家の神格化につながるはずだ。そこで、明治政府は、祭政一致の立場から(祭祀(宗教)と政治を一体化させる方針のこと)、神道国教化政策を推進していったんだ。

ただし、神道を国教としていくためには、まずやらなければいけないことがある。それは神仏習合(神仏混淆)を否定すること。平安時代の頃から、人々は神道と仏教を混同していて、どちらも同じようなものだとして解釈していた。たとえば、「神も仏もねえよ」と言うことがあるけど、本来これはおかしい。なぜなら、「神道で信仰される神さま」と「仏教で信仰される仏さま」を一緒くたにしてしまっているのだからね。このように、江戸時代までの人々は神道も仏教も同じものだと考えていたんだ。

そこで、明治政府は、**1868年に神仏分離令(神仏判然令)**を發布して、神仏習合(神仏混淆)を禁止したんだ。まあ、簡単にいえば「神道と仏教は違うものだからな、お前ら」と国民にお触れを出したわけだ。でも、これは国民にとっては衝撃的。「マジかよ、仏教と神道って違うものだったのか！しかも、明治政府は神道を国教にしようとしているわけだし、仏教はまがい物だったっちゃうわけだな」って感じで、寺院や仏像などが破壊される仏教排斥運動が巻き起こったんだ。これを廃仏毀釈という(右絵では、右手の神官の指示によって經典などが燃やされ、左手の僧侶が悲しんでいる様子が描かれている)。

焼いちゃえ焼いちゃえ(3)



やめてくれよん(>Δ<)

[廃仏毀釈]

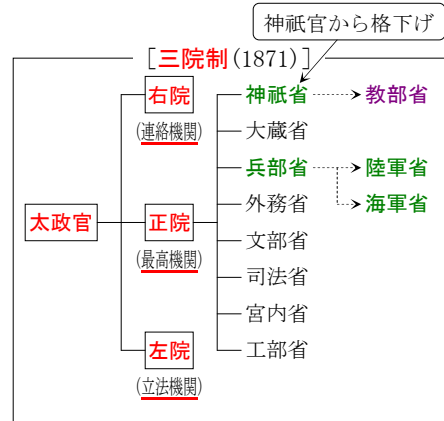
こうして、神仏分離令によって神道と仏教が違うものであることを明らかにしておいた上で、**1870年に**發布されたのが大教宣布の詔だ。これは、天皇自らが「これからは神道を日本の宗教としていく」って表明したもの。そして、宣教師という役職が神道国教化を推進していったんだけど、仏教勢力による抵抗などで結局うまくはいかなかったんだ(廃仏毀釈によって仏教勢力は一時的に衰退してしまうが、その後、浄土真宗の僧侶である島地黙雷や、哲学館(現在の東洋大学)を創立した井上円了らの努力によって復興されていった)。

上記のように、神道国教化政策を推進するために、明治政府は祭祀関係を担当する神祇官を、行政を担当する太政官より上位に置いたわけだ。だから、神仏分離令(1868)の後に、神祇官を設置(1869)して、大教宣布の詔(1870)が發布されたわけだね。

でも、神道国教化政策は失敗に終わってしまったので、神祇官もその必要性が低下する。そこで、廃藩置県(1871)後の官制改革では、**神祇官**は**神祇省**に格下げされて、太政官の下位に置かれちゃったんだ(のち、神道を中心とする神祇省に代わって、1872年には神道・仏教をつかさどる**教部省**へと変更されたが、1877年には廃止されて内務省に併合されている)。

そして、神祇官がなくなったので、また太政官をトップとする制度に戻すんだけど、行政・司法を担当する最高機関の**正院**、立法機関の**左院**、各省の連絡機関の**右院**に分ける**三院制**がとられたんだ。

その最高機関である正院は、**太政大臣**(**三條実美**が就任)、**左大臣**(空席→のち**島津久光**が就任)、**右大臣**(空席→のち**岩倉具視**が就任)のトップ3、その3大臣を補佐する**参議**(**木戸孝允**・**西郷隆盛**・**板垣退助**・**大隈重信**などが就任)で構成されて、すべての政務を統括する。だから、その正院の下には、先ほどの格下げされた**神祇省**・**大蔵省**・**兵部省**・**外務省**・**文部省**・**司法省**・**宮内省**・**工部省**といった八省が置かれたんだ。



[F] 中央集権化政策②(徴兵制度)ーテキスト P58 対応ー

さて、版籍奉還・廃藩置県によって中央集権化政策を推し進めてきた明治政府だけど、一つの大問題があった。それは、いつでも動員することができる常備軍がないことだ。「えっ？さっきやった(御)親兵がいるじゃん？」…って思うだろうけど、薩長土から組織された(御)親兵は、廃藩置県後の1872年に近衛兵と改称したけど、あくまでも天皇の護衛を任務としている天皇直属の兵にすぎない。人数的にも1万人だけだしね(実質は8000人)。

だから、いつでも動員できる常備軍を創設する必要がある。そこで、政府は強力な軍隊を創るため、フランスと同じ徴兵制度を導入することを決定したんだ。ただ、政府が採用したのは、志願制度ではなく、国民全てを兵役につかせる徴兵制度だ。なので、今まで江戸時代の軍事力として機能していた武士は問題ないけど、今まで戦争などに参加したことない庶民からしてみれば、「おめえ、な～に言っでんだ？何で、オラが兵隊にならないといげねえんだ」って話だ。そこで、なぜ徴兵制度を採用するするのかという意図を民衆に説明しておこうと考えて、発布したもの **1872 年の徴兵告諭** なんだ。

A 徴兵告諭『法令全書』

我朝上古ノ制、海内率テ兵ナラサルハナシ。……然ルニ太政維新列藩版図ヲ奉還シ、辛未ノ歳ニ及ヒ遠ク郡県ノ古ニ復ス。……凡ソ天地ノ間一事一物トシテ血税アラサルハナシ。以テ国用ニ充ツ。然ラハ則チ人タルモノ固ヨリ心カヲ尽シ国ニ報セサルヘカラス。西人之ヲ称シテ血税ト云フ。其生血ヲ以テ国ニ報スルノ謂ナリ。……故ニ今其長スル所ヲ取り、古昔ノ軍制ヲ補ヒ、海陸二軍ヲ補ヘ、全国四民男児二十歳ニ至ル者ハ尽ク兵籍ニ編入シ、以テ緩急ノ用ニ備フヘシ。

(我が国の古代律令制の徴兵制度では、国内中みなが兵士となる決まりであつた。……ところが、明治維新で諸藩が版図を奉還(版籍奉還で領土を返還)し、辛未の年(1871 年)になって遠く群県の古に復す(廃藩置県で昔の群県制に戻った)。……一般にこの世界にあるもので一つとして税のかからないものはない。その税は国家の費用にあてる。したがって、人間である以上、全力をかけて国のために報いなければならない。西洋人は、これを血税と呼ぶ。その生き血で(生命を投げ出して)、兵士として国に報いるということである。だから今、しび(西洋の)長所を取り入れて、古代からの軍制を補い、陸海二軍を備え、身分に関係なく全国の国民男子で **20 歳** になった者は全て兵籍に入れ、内乱や戦争などの国家の緊急事態に備えなければならない。)

でも、この史料文中にある「西人之ヲ称シテ血税ト云フ」という文言を見た人々はビックリした。村人A「おめえ、知っとるけ？」

村人B「何をだ？」

村人A「徴兵のごどだ。恐ろしいごどだ。」

村人B「何がさ？」

村人A「血税されるんだとよ？」

村人B「血税って何だべよ？」

村人A「おめえ、知らねえのか。生き血を絞られることらじいで。」

村人B「そんなことされたら、ミイラになってまうでねえか！」

…と、「血税」を生き血を絞られることだと農民たちが誤解して、徴兵に反対する一揆が各地で起きちゃったんだ(これを血税一揆という)。…マジです。まあ、血税の意味を理解していたけど、徴兵されたくないから、誤解したフリをして一揆を起こした人々もいたんだけどね。

なお、この血税一揆によって各地の治安が悪化してしまったので、政府は**1873年**に警察などを統轄する内務省を設置している。そして、その翌年の1874年には、川路利良の建議で、内務省の管轄下に警視庁が設けられたんだ。

この徴兵告諭によって、国民に対して徴兵をおこなう旨を伝えておく。そうした準備を経た上で、翌年の **1873 年** に満 20 歳以上の男子を 3 年間の兵役につかせるという**徴兵令**を公布したんだ。この徴兵令を構想したのは、長州藩士の大村益次郎だったんだけど、彼は反対派の士族に暗殺されてしまったので、これは同じく長州藩士の山県有朋に引き継がれて実現したんだ()。

なお、この徴兵令が目標としていたのは、国民全てを兵役につける**国民皆兵**。つまり、華族だろうが、士族だろうが、平民だろうが、全ての**国民男子**を徴兵の対象としていたんだけど、これはあくまでも理念にすぎない。実際は、身体が不自由な人や、身長 154.5cm 以下の者、官吏(政府の役人)、官立学生(国立学校の学生)、一家の戸主(父親)、嗣子(長男)、さらに代人料として **270 円**を支払った者などは、徴兵の対象から免除されたんだ(実際に徴兵されるのは次男・3 男であるため、実質的な徴兵率は 10~20%にすぎなかった)。

そのため、何とかして徴兵から逃れたい人のために、右絵のような『徴兵免役心得』などの手引書が現れるありさま。これじゃあ、国民皆兵なんて程遠いよね。これはさすがにマズいということで、これらの免役規定は **1889 年**に全面的に廃止されることになったんだ(**1889 年**に公布された**大日本帝国憲法**では、「納税・「兵役」を臣民(国民)の義務として定めている。そのため、同年の **1889 年**に徴兵令を改正して、免役規定を廃止したので、大日本帝国憲法の同年と覚えるとよい)。



徴兵免役心得

—＜軍制史(陸軍・海軍)－テキスト非対応(P58・P61・P62 などに分散)－＞

入試問題では、軍制史という軍隊に関するテーマが問われることがある。ただ、その場合、いろいろな時期にまたがるため、流れがつかみづらい。なので、いくつかのページにまたがる箇所をまとめて説明しておこう。まあ、最後に[まとめ]の項目を用意しておくので、その[まとめ]を切り取って、テキストの枠外に貼り付けておくといいかな。

①陸軍省・海軍省・参謀本部・海軍軍令部(軍令部)－史料プリント P37・テキスト P61 対応－

明治政府がスローガンとしたものは、**富国強兵**と**殖産興業**。これは国を豊かにして軍事力を強化しよう、産業を発展させよう、ってことなんだけど、軍事力を強化するのならば、当然軍事関係を担当する省庁が必要だ。そこで、版籍奉還後の 1869 年の官制改革で設けられたのが、**兵部省**なんだ。そして、その後の近代的軍隊を創設することに尽力したのが、初代兵部大輔であった**大村益次郎**だ。

ただし、兵部省が軍隊を扱うといっても、軍隊には陸軍と海軍の 2 つがあるからね。そのため、1872 年には兵部省を廃止して、**陸軍省**と**海軍省**に分離することにしたんだ。また、これと同時に、廃藩置県の際に薩長土から集められた(御)**親兵**は、天皇の警護を主要任務とする**近衛兵**に改称されている。

さて、陸軍省・海軍省に分離されたので、まずは陸軍から細かい話をしていこう。陸軍の創設者として有名な人物は、長州藩士の大村益次郎。大村といえは、徴兵令を構想したことでも知られているけど、彼は 1869 年に反対派の士族に暗殺されてしまった。そのため、同じく長州藩士の山県有朋がそれを引き継いで、徴兵令を実現した。ここまでは、「[F]中央集権化政策②(徴兵制度)」で説明した部分だよ。

最初の大村益次郎の頃、陸軍では**フランス**式の軍制が採用されたんだけど、そのフランスは、1870~71 年の普仏戦争(フランス VS プロシア(ドイツ))で敗れてしまった。そこで、大村から陸軍を引き継いだ山県有朋は、勝利したドイツを参考にして、**ドイツ**式の軍制へと転換させていったんだ。だから、これ以降、陸軍ではドイツ式軍制を導入するため、ドイツ軍人**メッケル**を陸軍大学校教官として招いたりしているんだ。

そして、そのドイツにならって、陸軍では1878年に軍政を担当する陸軍省から、**参謀本部**を独立させて軍令を担当させている。これによって、陸軍省は軍人の給与や、軍拡や軍縮などの軍隊の兵力量を決定する軍政機関となり、一方の参謀本部は、戦争時に際して軍隊に対して指揮・統率する軍令機関となった。…といわれても、これはイマイチよくわかんねえのよね。

簡単にいえば、参謀本部が設置されたことによって、陸軍では陸軍省と参謀本部という2つの機関が存在するようになったんだ。まず、陸軍省の担当する仕事は、軍人の給料を決定したり、軍拡や軍縮などの軍隊の兵力量を決定したりすることで(この権限を編制権という)、主に平和な時に忙しい。一方で、参謀本部は平和な時には基本的に暇人で、戦争が起きた時にいろいろ忙しくなる。例えば、戦場で戦っている軍隊に対して作戦を命令するなど、軍隊への指揮・統率を担当するんだ(この権限を**統帥権**という)。だから、陸軍省は平和な時に頑張って、参謀本部は戦争が起きた時に頑張る、って考えればいいかな。

さて、陸軍に対して海軍の話はすぐに終わる。海軍では、旧幕臣の**勝海舟**海軍卿のもと、**イギリス式**の軍制が採用されたんだけど、海軍でも1893年に海軍省から、**海軍軍令部**(のち1933年に軍令部と改称)が独立することになっているんだ。つまり、陸軍・海軍ともに、軍人の給与・軍拡・軍縮などの軍隊の兵力量を決定する編制権を担当する機関と、戦時における軍隊への作戦など指揮・統率を担当する機関がそれぞれ存在することになったわけだね。

＜編制権・統帥権＞

陸軍省・海軍省(内閣の一省)……編制権(軍人の給与・軍拡・軍縮など軍隊の兵力量を担当)
参謀本部・海軍軍令部(統帥部)…統帥権(戦時における軍隊への作戦など指揮・統率を担当)

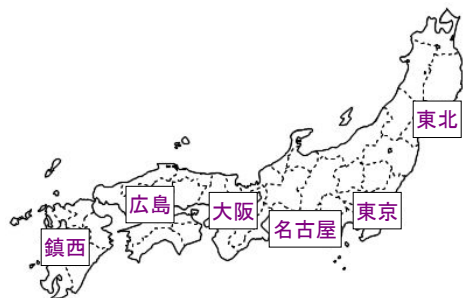
②鎮台(師団)ーテキスト P62(新規書き込み箇所)対応ー

政治が混乱していた幕末には、各地で世直し一揆が多発していた。でも、明治という新しい時代になっても、戊辰戦争(1868～1869)が続いているなど政治的な統一がなされていないため、世直し一揆は各地で頻発していたんだ。明治政府は、当然こうした一揆や、政府に不満な連中による反乱を鎮圧しなくちゃいけない。だから、いつでも動員できる軍隊を作る必要性があったんだ。1872年に**(御)親兵**から改称した**近衛兵**は、あくまでも天皇の護衛を任務としているので、いつでも動員できるような常備軍ではないしね。

そこで、廃藩置県後の1871年に、**鎮台**という陸軍の軍団編制単位を**東京・大阪・鎮西(熊本)・東北(仙台)**の4箇所を設置して(4鎮台という)、徴兵令公布後の1873年には、**名古屋・広島**を加えた6箇所に設けたんだ(6鎮台という)。

…といわれても、いまいちピンとこないよね？軍団編制単位というのは、歩兵隊・騎兵隊・砲兵隊・工兵隊などで構成される、一つの作戦を遂行できるだけの能力を備えた軍隊の単位のことなんだ。…まだ、ピンとこない？

そうか。じゃあ、1つの鎮台で、だいたい1万人の兵隊がいるんだ、と考えればわかりやすいかな。こういった兵力が右図のように重要な都市に配置されていて、反乱が起きた場合、そこから出動したり、そこを拠点に戦ったりするわけだ。なお、これら鎮台という存在は、**鎮台**から連想できるように、国内での反乱**鎮**圧用のために置かれたものだったんだけど、明治中期以降になると、大規模な反乱も起こらなくなっていった。そのため、1888年には対外戦争に備えて(日清戦争を想定していた)、鎮台は**師団**と改称されるんだ。



でも、ちょっと不安じゃない？だって、この鎮台に配属された兵隊って、徴兵令で集められた兵士たちだから、もと農民・職人・商人だとか、一般人から集められた奴等だよ？だから、政府もそうだし、人々もそうだけど、鎮台の実力に不安を感じていたんだ。

でも、こうした鎮台に対する不安を吹き飛ばすことになったのが、1877年に起きた西南戦争だ。これは、私学校の生徒たちに擁立された西郷隆盛が、不平士族たち約2万5000を率い、鹿児島から攻め上って熊本鎮台を攻撃した反乱。しかも、鹿児島県といえば「薩摩隼人」と呼ばれる元薩摩藩士たちの精鋭ぞろいだ。…ヘビー級の西郷どんに最強の薩摩隼人、ガクガクブルブルだね。ところが、ここで活躍したのが熊本鎮台。何と2万5000の兵に対して、たったの1000人で熊本城に立てこもって見事50日間も籠城したんだ。そして、その間に、政府の近衛兵などの援軍が駆けつけて、見事に撃退。最終的に西郷どんは熊本から鹿児島に帰って、「もうここらで良か…」って自決することになったんだ。

こうして、西南戦争の鎮圧によって、鎮台というものが立派な軍事力だって証明されたわけだ。めでたし、めでたし、…とはいかない。あの西郷どんと薩摩隼人を倒したんだから、活躍した兵隊たちにはボーナスが支給される。でも、天皇直属の近衛兵たちは、「俺たちへのボーナスが遅い！あと何故か通常の給料が減らされるらしい！」と不満だった。こうして、1878年、東京麹町の竹橋にある近衛兵260人余りが反乱を起こしてしまったんだ(これを竹橋事件という)。

これは大問題だよ？近衛兵という天皇直属の兵士たちが反乱を起こすとは何事か。そこで、軍人に対する戒めとして、1878年に出されたのが軍人訓誡というもの。これは、「軍人は天皇に忠実で、勇敢で、服従的でなくちゃならん」という内容なんだけど、あくまでも陸軍から出されたものだった。だから、もう一度兵士たちの主君である天皇から伝えておこう。それが、西周の起草によって、天皇の名のもとに出された軍人勅諭(1882)だ。

内容としては、軍人訓誡と似たり寄ったりなんだけど、「お前ら軍人は、天皇の下にいる兵隊なんだから、天皇には絶対逆らうなよ」という天皇に対する絶対的服従と、「お前ら軍人は、あくまでも軍人なんだから政治には関わらなよ」という軍人の政治関与を戒めるというもの。ちょうど、この頃には自由民権運動が盛り上がっていたから、そうした自由民権運動に軍人が影響されないように、と考えていたんだ(しかし、軍人勅諭はあくまでも軍人の政治関与を「戒める」もので、「禁ずる」ものではなかった。そのため、昭和時代になると、軍人の政治への進出が顕著になり、のちの軍国主義へとつながっていった)。

[まとめ]

①軍政機関・軍令機関

- 1869年 兵部省(兵部大輔＝大村益次郎)
- 1872年 陸軍省(陸軍卿＝山県有朋のもとフランス式→ドイツ式軍制を採用 ex. メッセル
→軍令機関として参謀本部が独立(1878))
- 1872年 海軍省(海軍卿＝勝海舟のもとイギリス式軍制
→軍令機関として海軍軍令部が独立(1893))

②陸軍の軍団編制単位

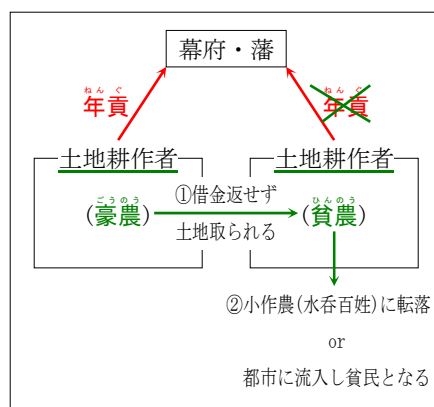
- ＝鎮台(国内鎮圧用)設置(1871)→師団(対外戦争用)に改称(1888)
- 1871年 4鎮台(東京・大阪・鎮西(熊本)・東北(仙台))
- 1873年 6鎮台(東京・大阪・鎮西(熊本)・東北(仙台)・名古屋・広島)
↳ 西南戦争(1877)で鎮西(熊本)鎮台が活躍
- 1878年 竹橋事件(西南戦争の論功行賞に不満な近衛兵が反乱)
→軍人訓誡(1878)・軍人勅諭(1882・起草＝西周)
↳ 天皇への絶対的服従・軍人の政治への関与を戒める

[G] 中央集権化政策③(地租改正)ーテキスト P58・P59(NOTE) 対応ー

さて、軍事力を強化するにしても、殖産興業を推進するにしても、そのためには財源が必要だよね。そこで、明治政府が着手したのが、財源を安定させるため、そして近代的税制度を確立するために行われた地租改正なんだ。ただ、この文にはミソがある。財源を安定させるために地租改正を行うのなら、今までの財源は安定していなかったということになる。そう、実は江戸時代から明治時代初期までは、財政収入が安定していなかったんだ。じゃあ、江戸時代の頃にはどのように財源を確保していたのか見てみよう。

江戸時代には、本百姓と呼ばれる土地耕作者から、幕府 or 藩が年貢を徴収していた。ところが、江戸時代に農業生産力が向上すると、農民たちは米以外の商品作物を栽培したり、手工業品を生産したりして、それらを市場で売買するようになった。ここで、それらの商品を売却して、貨幣というものを手にするようになり、農民たちは貨幣経済の浸透に巻き込まれていったんだ。

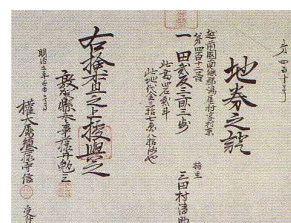
貨幣経済が浸透していったことで、農民たちは、リッチな豪農とビンボーな貧農の二手に分かれていく。そして、ビンボーな貧農は生活が苦しくなると、リッチな豪農から借金するようになるんだけど、当然それには担保が必要。そこで、貧農は、自分たちの土地を質草の担保としてお金を借りていったんだ。



でも、貧農にはもちろん返せる見込みなどない。そして、借金を返せずことができずに、最終的には豪農に土地をとられてしまうんだ(これを質流れ(質流し)という)。こうして、土地を失った百姓は、豪農の下で働く小作人になったり、江戸などの都市へと流入して下層町人・無宿人(ホームレスのこと)などの貧民となっていく。そうすると、当然農村の人口が減少することになるので、農村からの年貢収入も減少していき、幕府財政にも影響を与えるようになるんだ。

実は、こうした状況になることを江戸幕府も当初から危惧していた。だから、これらを防ぐために3代将軍徳川家光時の1643年には、米以外の商品作物を栽培することを禁止した田畑勝手作の禁令や、土地の売り買いを禁止した田畑永代売買の禁令を發布していたんだ。でも、田畑勝手作の禁令は、本田畑(初めから所有している田畑)以外で商品作物を栽培することは認められているので、有名無実化してしまった。それから、田畑永代売買の禁令は質流れ(質流し)による田畑の売り買いは認められているので、これも有名無実化してしまった。

そこで、明治政府は田畑勝手作の禁令を1871年に(田畑勝手作の許可)、田畑永代売買の禁令を1872年に(田畑永代売買の解禁)、それぞれ廃止したんだ。この田畑永代売買の解禁によって、土地の売り買いが認められることになるので、誰がどの土地を所有しているのか一目瞭然になるよね(これを論述的に述べると土地所有権が明確化されるという)。だから、明治政府は、それぞれの土地所有者に対して、地券という土地所有権の証明書を発行していったんだ(右の写真は1872年に発行された地券で、この年の干支である壬申から壬申地券という)。



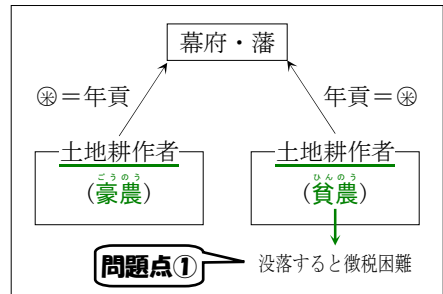
[壬申地券]

このような下準備を行った上で、明治政府は1873年に地租改正条例を公布して、土地制度・税制度の改革を行ったんだ(地租改正という語句は、1873年の開始から1880年頃に終了するまでの一連の政策を指す)。

さて、地租改正でどのように改正されたのかを見ていく前に、そもそも江戸時代の税制度の問題点がどこにあったかを考えてみよう。

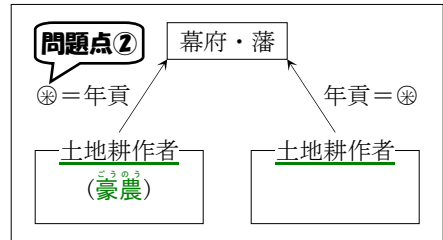
まず、1 つ目の問題点は納税者が土地耕作者であったこと。江戸時代には、農民(土地耕作者)が豪農と貧農の二手に分かれてしまって、貧農から年貢を徴収するのが困難になり、幕府の税収が減少することになってしまった。

そもそも、全ての人間から税を徴収するというの不可能だよ。だって、いつの時代でもそうだけど、経済的に没落する人間は必ずいる。そして、そういった人々が夜逃げしてしまったり、極論だけ自殺してしまったりしたら、彼らから税を徴収するのは無理だ。



しかし、たとえ貧農が夜逃げしてしまっても、そして自殺してしまっても、税を徴収することができるシステムがある。それが「土地」なんだ。今までのように、土地耕作者の場合だと「個人」に税をかけることになるから、貧農が居なくなったら徴税するのは困難。でも、たとえ貧農が居なくなっても、その貧農が耕していた「土地」は残っているはずだ。そして、おそらくその「土地」は豪農などの所有物となっている。だから、これからは「土地」を所有する土地所有者(地券所有者)から税を徴収すればいい。ゆえに、地租改正では、土地耕作者のような「個人」から、土地所有者(地券所有者)が所有する「土地」を徴税の対象にすることにしたんだ。

さて、2 つ目の問題点は、幕府・藩が徴収する年貢が、米などの現物納(米納)であったことだ。米で納めさせると、当然のことながら、豊作・凶作によって幕府の年貢収入は増加したり、減少したりする。さらに、米価の影響を受けるという点もある。たとえ豊作であっても、米価安だと、米を換金しないといけなから、幕府の収入が減少してしまう可能性があるからね。



じゃあ、答えは簡単だ。米などで納めさせる現物納から、お金で納めさせる金納に変えればいい。そして、今までの豊作・凶作などによって税収が変動する不安定な収穫高から、安定した税収を確保できる地価(土地の価値)に変更すればいいんだ。

ところで、地価って何じゃね？これは、それぞれの土地の今までの平均収穫高から算出した土地の価値のこと。1872 年の田畑永代売買の解禁によって、土地所有権が明確化されたことで、明治政府はそれぞれ土地所有者がもつ土地の価値(地価)を決定していったんだ。たとえば、「お前の土地はなかなか収入が多い土地だから、100 万円の価値があるな。」とか、「お前の土地はあんまり収入がない土地だから、10 万円の価値だな。」とかね(その土地の価値を証明するために発行されたものが地券で、1872 年に発行された地券を特に壬申地券という)。

＜地租改正における変更点＞

納税者＝土地耕作者→土地所有者(地券所有者)

納税法＝現物納(米納)→金納(貨幣納)

※小作料は現物納

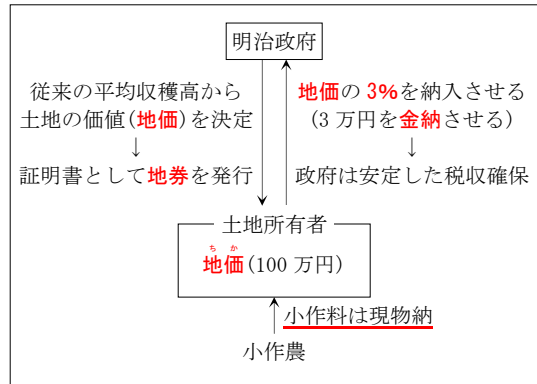
課税基準＝不安定な収穫高→安定した地価

税率＝藩ごとに不統一→地価の 3%に統一

そして、その地価に基づいて、その地価の 3%を政府に納めさせるようにしたんだ(今までは、4 公 6 民、5 公 5 民など幕府・藩ごとに税率はバラバラだった)。…ということは、「その土地の価値(地価)が 100 万円だとしたら、3%の 3 万円をお金で納める金納する」ことになるよね。

右図のような地租改正によって、今まで豊作・凶作によって税収が変動していた状況から、政府は豊作・凶作にかかわらず、安定した税収を確保できるようになった。こうして、地租改正によって近代的な税制度が確立し、政府の財政基盤が確立することになったんだ。

ただし、気をつけてほしいのは、土地所有者が多くの土地をもっている地主の場合、その下で小作している小作人が納める小作料は、現物納であったこと。まあ、貧しい小作人には、そもそも換金するツテがないから、地主が代わりに換金してあげればいいだけだしね。



じゃあ、こうした地租改正の結果、農民の負担はどうなったのだろう。結論から言うと江戸時代と農民の負担はほとんど変わらなかったんだ。何故かという、その答えは地価の3%という地租にあるんだ。そもそも何故3%にしたのか、という疑問もあるよね。

実は、明治政府は、地租改正によって納められる税収は、江戸幕府と同じぐらいになるようにしようと考えていたんだ。だから、「従来の年貢収入と変わらないように地租を決めるとしたら、地価の何%になるのかな」って、計算したら地租の3%ぐらいになったので、3%と定めたんだ(政府は、まだ他の税目が決定していなため、暫定的に地租を地価の3%にするとし、将来的には1%に下げると約束したが、実現はされなかった)。だから、農民たちは明治政府が出来れば生活も楽になると思っていたのに、結局は江戸時代と税の重さは変わらなかったんだ。

というか、むしろキツくなったと言ってもいい。それは農村が共同で使用していた入会地(山林・原野などの共同利用地)は所有権が証明できないものは、官有地(国家の土地)に編入されてしまったからね。また、地方税として地価の1%を民費という税を納めなくちゃいけなかったの、実質的には税は重くなったと言っていいんだ(民費についてはテキストには載せていないので、難関私大受験生で、追加したい場合には書き込んでおくとよい)。

こうした地租改正によって、豊作・凶作にかかわらず安定した税収を確保することができるようになり、政府の財政基盤が確立することになった。そして、政府はその資金をもとに、近代的な工場、鉄道・通信などの殖産興業を推進していくことが可能になったんだ。

ただ、農民からしてみればたまったものじゃない。豊作の場合はいいけど、たとえ凶作だとしても地価の3%を金納しなければいけないんだからね。さらに、米価が下落するのも死活問題。米価安になると、大した金額に換金できなくても、地価の3%を納めなければいけないんだからね。そして、米価が下落した1876年には、各地で地租改正反対一揆が起きてしまったんだ。

この地租改正反対一揆が起きたのは、茨城・三重・岐阜・愛知・堺。特にその中でも規模の大きかった茨城県で起きた一揆は真壁騒動と呼ばれ、三重県で起きた一揆は伊勢暴動と呼ばれている。そのため、政府はこうした一揆が西南戦争(1877)と結びつくのを恐れて、1877年に地租を3%から2.5%に引き下げたんだ。これを「竹槍でドンと突き出す2分5厘」と言ったりするんだけど(「竹槍＝一揆」で脅したら2分5厘＝2.5%に引き下げられたという意味)、余裕があったら覚えておこう。

こうした一揆などがあったため、地租改正が終了するのは結構長引いちゃって、1880年頃ようやく終了したわけだ(入会地を含めると、1882年頃に終了した)。

< 地租改正反対一揆の覚え方 >

「詐欺の見合い」

→ 詐(堺)欺(岐阜)の見(三重)合(愛知)い(茨城)

(別紙)地租改正条例

(別紙)地租改正条例

第6章 従来の**地租**は物品税・家屋税が入り混じっていたが、今回の改正にあたってはきちんと区別して、本来**地租**は**地価の100分の1**に定めるべきだが、まだ物品税などの課税目が決まっていないので、とりあえず**地価の100分の3**を税率と定めた。今後、茶・煙草・材木などの課税目も決まり、歳入が増加し、その額が200万円を越えた時には、**地租改正**を行った土地に対して、その**地租**に新税による増収を考えて、**地租**は最終的には**100分の1**になるまで順次減額していく(と将来的には地租を1%にまで減額すると約束したが、実際は1877年に2.5%に減額しただけだった))。

[H] 士族の特権廃止ーテキスト P58 対応ー

[D]中央集権化政策(版籍奉還～廃藩置県)で説明したように、政府は廃藩置県を行う際に、知藩事(旧大名)や藩士の家禄(給料)は政府が請け負うことを表明したよね。これは、廃藩置県後もそのまま行われていくんだけど、華族(もと大名・公家)・士族(もと武士)を合わせると、だいたい全人口の10%程度。そして、何かしら政府の仕事をしているわけでもないのに、政府から給料を支給されているんだ。…プー太郎のくせに、ニートのくせに。

それでいて、彼ら華族・士族に支給する秩禄は、政府の歳出の3割(30%)も占めていたんだからね。なお、秩禄というのは、家禄(家臣の頃から支給されていた俸禄＝給料のこと)と賞典禄(明治維新に功労のあった者へのみ与えられる報酬)を総称したもののことなんだけど、こんなプー太郎&ニートにいつまでも秩禄を支給していたら、政府の財政も破綻してしまう。そこで、政府はこれら秩禄の打ち切りに乗り出したんだ。

まず、最初に出したものが1873年の秩禄奉還の法というもの。これは、「華族・士族のみなさ～ん。政府は、あなたたちニートに秩禄を支給することが、マジ邪魔になっているんですよ～。そこで、『もう秩禄はいらねえよ』なんて心優しい人はいませんか～？そうした心優しい人には、その人の給料の数年分を現金などで、一括でお支払いしますよ～？」というもの。でも、ほとんどの華族・士族は秩禄が永久的にもらえるものだと思っているからね。結局3分の1程しか希望者はです、あまり効果はあがらなかったんだ。

もう、こうなったら強制的に秩禄をカットするしかない。そこで、強制的に秩禄支給を廃止する秩禄処分が1876年に行われたんだ。これは、金禄公債証書発行条例に基づいて、金禄公債証書というものを発行したんだけど、さっぱりわからねえ。

そもそも華族・士族には今まで秩禄が支給されていたけど、これをいきなり全部カットすると、奴らは絶対にプチ切れる。そこで、右写真のような金禄公債証書を発行したんだ。これは、もとの石高に応じて年間に受け取る額の5～14年分の金額にあたる手形のようなもの。つまり、もともと毎年100万円の秩禄をもらっていた士族なら、その5年分にあたる500万円分の金禄公債証書がもらえるというわけだ。



[金禄公債証書]

ただし、これは現金ではなく公債の形をとっている(金禄「公債」証書だしね)。本来ならば、今すぐ現金で手渡してあげたいところだけど、あいにく政府にそんなお金はない。だから、今は500万円を支払うことはできないので、しばらくの間「政府があなたに500万円の借金をしている」という形を取らせてください、ということ(政府がする借金のことを公債(国債)という)。

そして、この金禄公債証書は5年間の据え置き、つまり5年間換金できないことになるので、その間は政府から5～7%の金利(利子)を受け取ることになるんだ。だから、「500万円分」の金禄公債証書を受け取った者は、5年後に「500万円」を受け取ることができる。でも、その5年間の間は、その金利(利子)の5～7%にあたる「25万円～35万円」を受け取って生活しなければならない。

…おい、こんなじゃ生活できねえぞ！そのため、生活苦になった士族たちは、その金禄公債証書を商人などに売却して、その資金を元手に商売を始めるようになったんだ。でも、士族が商売って…、プライドの高いベジータが商売をするようなものだからね(漫画『ドラゴンボール』参照)。当然失敗(これを「士族の商法」という)。

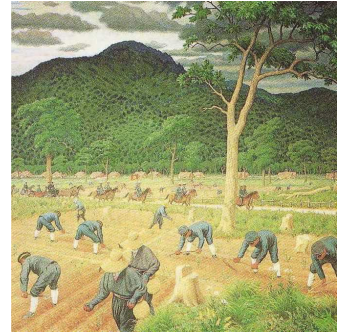


[士族の商法]

秩禄処分の結果として、多くの士族が没落していくことになるんだけど、これを放置していたら、彼らが暴発しかねない。プライドだけは一人前だからね。そこで、このような没落した士族の授産事業として推進された物が、北海道の開拓や北方のロシアに対する警備として設けられた屯田兵制度なんだ。

こうして、秩禄支給という士族の特権が廃止されたけど、彼らには「帯刀」という特権がまだ残っている。そこで、「近代国家では刀なんて野蛮な者を腰にさして歩いてはいけませんよ」ってことで、軍人・警官以外の帯刀を禁じたのが **1876 年の廃刀令**だ。でも、刀というものは武士にとって魂と同じだからね。だから、この廃刀令に対して、士族たちがブチ切れて、1876 年に敬神党(神風連)の乱(熊本県)、秋月の乱(福岡県)、萩の乱(山口県)が起き、その翌年の **1877 年**に起きた西郷隆盛を首領とした西南戦争につながっていくんだ。

このようにして、士族たちは没落していったわけだけど、もと大名・公家などの華族たちが受け取ることになる金禄公債証書は、その額の桁が違う。例えば、彼ら華族の金禄公債証書が 1 億円分だとしたら、それだけで年間の 5~7%の金利として 500 万~700 万円を受け取ることになる。そして、彼らはその金禄公債証書を 5 年間保存しておいて、1881 年になったら現金と交換したり、それを資本金にして会社を設立したりすればいい。その華族らが金禄公債(金禄公債証書)を資本金にして、**1881 年**に設立したのが、日本鉄道会社という日本初の民間鉄道会社なんだ。まあ、これは[産業革命]のところでも登場するんだけど、その前フリとして知っておくといいね。



〔屯田兵〕

[I] 国立銀行条例—テキスト P57・P58 対応—

明治政府がスローガンとして掲げていた富国强兵・殖産興業を推進していくために必要なもの、それは銀行だ。現在でもそうだけど、会社を経営していく際にも、住宅をつくる際にも、ほとんどの人が銀行からお金を借りる。銀行が多額のお金を貸してあげることによって、お金が出回って、経済が発達していくわけだしね。だから、経済・産業を発達させるためには銀行の設立が不可欠なわけだ。

そこで、明治政府も銀行設立による殖産興業の促進と不換紙幣の整理を目指して、**1872年に国立銀行条例**というものを制定したんだ。これは、岩倉遣外使節団のメンバーとして渡米中だった**伊藤博文**が建議して(この時期に一時帰国していた)、**渋沢栄一**の尽力によって制定されたもの。ただし、この条例の名称は紛らわしいこと、この上ない。「国立銀行」条例という名称がついていながら、この条例によって設立される銀行は、あくまでも「民間の銀行」なんだ。

…何でやねん、って感じだよ。この国立銀行条例は、**アメリカのナショナル=バンク**の制度を参考にして制定されたものなんだけど、この「national(国の) bank(銀行)」を直訳すると、「国立銀行」になるでしょ？そのため、設立されるのは「民間の銀行」なんだけど、「national bank」を直訳してしまったので、国立銀行条例という名前になったわけだ。

そして、この条例によって設立された銀行には、紙幣発行権が与えられたんだけど、その発行する紙幣は正貨との兌換が義務付けられていたんだ。…これが難しいのよね。そこで、別冊の附録となっている[〇〇でもわかる政治学・経済学]のP9～P12にあたる[〇〇でもわかる経済学]を読んでおいてほしい(別冊で読むのは面倒くさいだろうから、以下は[〇〇でもわかる経済学]をコピペしたもの)。

—<〇〇でもわかる経済学(兌換紙幣・不換紙幣)>—

(1) 貨幣

唐突な質問だけど、「あなたの持っている(持っていない人はドンマイ)1万円札は、本当に1万円の価値があると思いますか？」

いきなりこんな質問をされると戸惑うかもしれないし、もしくは質問の意図もわからないといった可能性もあるかもしれない。君たちから言わせると「何を言っているんだ？1万円は1万円じゃねえか。1万円の価値があるに決まっているだろ」と答えると思う。

でも、その答えはYESでもあり、NOでもある。つまり、“1万円札は1万円の価値があるとも言えるし、1万円の価値はないとも言える”んだ。その理由は後述するけど、それを理解するためには“貨幣とはどういうものなのか”を理解しないと納得することはできない。なので、貨幣とはどういうものなのかについて説明していこう。

(2) 兌換紙幣

貨幣は人々が売買をするときに用いられる。その貨幣というものにおいて、最も重要になってくるのが“**信用度**”というものだ。少し抽象的すぎるので具体的に貨幣の歴史を簡単に説明していこう。

古代においても貨幣の代わりとして用いられていたものがある。それが米・布・絹だ。例えば、何かしら欲しい品物があった場合、その品物に見合った分の米などを代金の代わりとして支払うんだ。例えば米100gで支払ったり、布・絹1mで支払ったりして、その品物を購入するわけだ。こういった米や布・絹などの物品が貨幣としての機能を果たす場合、これを物品貨幣という。このように、古代においては米・布・絹などが貨幣の代わりとして用いられていたわけだけど、何故これらが貨幣の代わりの役割を果たすことができたのか？それは、こういった米や布・絹は誰もが必要とする物であり、それだけの価値があると考えられているので、これらは貨幣として用いられたわけだ。つまり、米や布・絹にはそれだけの“**信用度**”があるから、貨幣として用いることが出来たわけだね。

ところが、経済が発達して流通取引が活発化してくると、たくさんの品物を売買するから、それだけ多くの貨幣が必要になってくる。そうすると品物をいっぱい購入したい場合には、たくさんの米・布・絹を持ち運ばなければならないので、流通取引が活発化してくると、物品貨幣では持ち運びが不便になってしまうわけだ。

そこで、米・布・絹などのかさばらないで、なおかつそれらに代わるだけの“信用度”がある物質が貨幣として用いられるようになる。それが金を用いた**金貨**や銀を用いた**銀貨**だ。でも、この金貨や銀貨の場合も問題を抱えることがある。先ほど言ったように、取引が活発化してくると、それに対応した分の金や銀を採掘しなければならない。ゆえに、金や銀がそれほど採掘できなければ、貨幣として機能するのは難しいわけだ。

でも、戦国時代になると甲斐国・伊豆国や佐渡国の相川金山や石見国の大森銀山・但馬国の生野銀山など金・銀の採掘量が大幅に増加するようになっていった。そして、江戸時代初期にはそれに対応できるだけの金や銀が採掘できたので、金貨や銀貨が発行されて取引で用いられるようになっていったんだ。でも、江戸中期以降になると、金や銀の産出量が頭打ちになってしまい、あまり金や銀が産出できなくなってしまった(なおかつ、この時期にはオランダや中国との長崎貿易によって、日本から金や銀が大量に流出してしまった)。だから、取引が活発になればなるほど、貨幣としての金や銀がたくさん必要になってくるのにそれがあまり採れない。

そこで、明治時代に政府が発航するようになったのが紙幣や銀行券などの通貨なんだ。しかし、この通貨には“信用度”。という1番の問題点がある。例えば、新しく紙幣が発行されて、そこには“1両”と書いてあったとする。でも、“1両”とは書いてあるけど、実際にはただの紙切れにしか過ぎない。つまり、今まで“1両”と書いてあった小判には、ちゃんと素材自体に1両分の金(約15gの金)が含まれているから、それだけの価値があると判断できる。しかし、新しく発行された紙幣には“1両”と書いてあるものの素材は所詮紙切れ。だから、どう考えても1両の価値があるとは思えない。つまり、紙幣だと“**信用度**”がないわけだ。

そこで、その紙幣に“**信用度**”を持たせるために、銀行に持っていけば、その紙幣と1両分の金貨や銀貨(金貨や銀貨をまとめて**正貨**という)と兌換(無条件での交換のこと)できると約束してあげるんだ。つまり、その1両紙幣は“1両分の金貨 or 銀貨との引換券”だと思ってくれればわかりやすいかな。このような金貨、又は銀貨と交換できる紙幣のことを**兌換紙幣**という。そして、その際にその紙幣が**金貨と交換できる制度**であれば**金本位制**といい、**紙幣が銀貨と交換できる制度**であれば**銀本位制**といい、これらをまとめて本位制度という。だから、先ほど**正貨**という言葉が出てきて、金貨 or 銀貨のことを言うのと記したけど、金本位制の場合の正貨とは金貨のことを指し、銀本位制の場合の正貨とは銀貨を指すことになるんだ。

(3) 本位制度(金本位制・銀本位制)

そして、紙幣と金貨を交換できる**金本位制**は欧米諸国で主流の制度で、紙幣と銀貨を交換できる**銀本位制**はアジア諸国で主流の制度だったんだけど、これら本位制度(金本位制・銀本位制)のもとでは以下のような原則がある。

—<本位制度(金本位制・銀本位制)の原則>—

- ① 紙幣の発行量は、その国の正貨(金貨 or 銀貨)の保有量と同じ量しか発行してはならない
- ② 外国との貿易取引の決済は正貨(金貨 or 銀貨)で行わなければならない

原則の①「紙幣の発行量は、その国の正貨(金貨 or 銀貨)の保有量と同じ量しか発行してはならない」については少し考えてみれば当たり前の話。兌換紙幣はその国が発行する紙幣を銀行などに持っていけば、正貨(金貨 or 銀貨)と無条件で交換できるわけだよね。ということは、自分の国が持っている正貨(金貨 or 銀貨)の保有量よりも多くの紙幣を発行してしまったら、紙幣と正貨(金貨 or 銀貨)が交換できるという条件が嘘になってしまう。だから、兌換紙幣を発行する場合は、自分の国の正貨(金貨 or 銀貨)保有量よりも多くの紙幣は発行してはならないんだ。

次に原則の②「外国との貿易取引の決済は正貨(金貨 or 銀貨)で行わなければならない」について。外国からしてみれば、日本でしか使われていない紙幣を取引の際に手渡されても困る(“円”が現在のように国際的に信用されている場合は別だけど)。だから、貿易で決済する際には紙幣ではなく国際的に信用度のある正貨(金貨 or 銀貨)で支払わなければいけないんだ。

—日本の本位制度(金本位制・銀本位制)の変遷(詳細は授業で解説する)—

江戸幕府に代わる形で、薩摩藩・長州藩を中心に天皇をトップとした新政府(明治政府)は1868年に成立した。もちろん新政府(明治政府)は上記のような世界的に主流な本位制度(金本位制・銀本位制)を採用しなかったんだけど、紙幣と交換できる大量の正貨(金貨 or 銀貨)なんて持っているわけがない(よく噂になる徳川埋蔵金も見つからなかったしね…。)しかも、成立時期には旧江戸幕府軍との戊辰戦争で戦っている最中だったので、多額の戦費が必要だった。そこで、「もうしょうがないから、正貨(金貨 or 銀貨)と交換できない不換紙幣を刷っちゃえ！(不換紙幣については後述する)」と、1868年には太政官札という高額の不換紙幣、1869年には民部省札という少額の不換紙幣を発行して戦費を調達している。

そして、その後の1871年の新貨条例で欧米諸国にならって金本位制を採用すると発表としたんだけど、国内では太政官札や民部省札といった不換紙幣が流通している状態なので①の条件はクリアできておらず、外国との貿易だけは金貨で行う②の条件をクリアしているだけだった。そのため、1871年の新貨条例による金本位制の採用は、外国貿易での体裁を整えただけの「建前上」の金本位制」といわれる。

その後、1881年に大蔵卿に就任した松方正義による松方財政のもと不換紙幣の回収や正貨の蓄積といった問題を解決して、1886年に銀兌換条例(1886)を制定し、この①・②の条件を完全にクリアした銀本位制が確立されたんだ。なお、この当時の日本はまだアジア諸国との貿易が中心の小国にすぎず、新貨条例で採用した建前上の金本位制は完全に背伸びをしてしまったものだった。なので、アジア諸国で主流の銀本位制にしておいたんだけど、日清戦争(1894~1895)で勝利すると日本もようやく列強諸国の仲間入りを果たすことになる。そして、日清戦争での賠償金を元手に、1897年に貨幣法という法律を制定し、アメリカの金1.5gを含む1ドル金貨に対応して金0.75gを含む1円金貨を鑄造して、①・②の条件を完全にクリアした金本位制に移行することになるんだ(詳細は授業内で説明する)。

ちなみに大正時代になると、1914年に勃発した第一次世界大戦の影響で欧米諸国が金本位制を停止したため、日本も1917年に金本位制を停止する。しかし、戦後恐慌(1920)・震災恐慌(1923)・金融恐慌(1927)といった連続恐慌のせいで日本の金本位制への復帰は遅れ、ようやく1930年に金本位制に復帰したものの、わずか1年後の1931年に金本位制を再び停止し、現在に至るまで日本では金本位制は停止されたままになっている。

何かめんどくせえシステムだなあって思った諸君。でも、この金本位制・銀本位制を確立するとメリットが当然ついてくる。まずは、国内で発行される紙幣流通量が自国の正貨(金貨 or 銀貨)保有量と同じであるため、紙幣流通量が安定する。そして、紙幣を銀行に持っていけば正貨(金貨 or 銀貨)と交換してくれる。

なので、日本で銀本位制が確立された **1886 年**以降だと「1 円札」と書かれている紙幣を銀行に持っていけば、「約 27 g の 1 円銀貨」と交換してくれるし、金本位制に移行した **1897 年**以降だと「1 円札」を銀行に持っていけば「約 0.75 g の 1 円金貨」と交換してくれるので、これほど安心できる紙幣はないよね。ゆえに、紙幣価値は安定することになり、自国の正貨保有量と同じ分の紙幣が発行されるので紙幣流通量が安定して、物価も安定することになる。また、他にも正貨(金貨 or 銀貨)と交換できる「円」に対する国際的な信用度が増すというメリットもあるね。まあ、デメリットとしては、国家財政がピンチに陥った時に、大量に紙幣を発行したりすることができなくなっちゃうことぐらいかな。

(4) 不換紙幣

ここまでは兌換紙幣の話をしたけど、兌換紙幣を発行するには条件がある。それは、その国が発行する紙幣と兌換できるだけの正貨(金貨 or 銀貨)を保有していなければならないということ。まあ、[(3) 兌換紙幣]における条件①「紙幣の発行量は、その国の正貨(金貨 or 銀貨)の保有量と同じ量しか発行してはならない」を考えてみれば当然のことだよな。だから、自国の正貨(金貨 or 銀貨)保有量が少ない場合や、あるいは貿易の輸入超過が続いて自国の正貨(金貨 or 銀貨)保有量が減少してしまった場合には(先ほど説明したように、外国との貿易決済は正貨が用いられるので、輸入超過が続くと正貨での支払いが続いて自国の正貨保有量が減少してしまう)、自国の発行する紙幣と正貨の兌換ができなくなってしまう。

そのような場合は、しょうがないけど正貨(金貨 or 銀貨)と交換できない紙幣を発行するしかない。このような正貨(金貨 or 銀貨)と交換できない紙幣のことを不換紙幣という。ただ、この不換紙幣には一つの問題点が出てくる。今までの古代における米・布・絹などの物品貨幣、江戸時代における金貨・銀貨といった貨幣、そして近現代における兌換紙幣の時にも重要になってくるのは「信用度」であると再三再四述べてきた。でも、不換紙幣の場合は正貨(金貨 or 銀貨)と交換できないわけだから、いったい何が「信用度」の基準になってくるのだろうか？

不換紙幣の場合は、その「信用度」は全てその国の政府(または不換紙幣を発行する銀行)の政策にかかってくるんだ。…と、言ってもイマイチよくわからないだろうから、具体的に説明していこう。兌換紙幣の場合、発行する紙幣流通量は自国の正貨(金貨 or 銀貨)保有量と同じでなければならないという制限があるけど、不換紙幣の場合ははじめに「紙幣と正貨(金貨 or 銀貨)は交換できない」と宣言しているわけだから、自国の正貨(金貨 or 銀貨)保有量にかかわらず紙幣を自由に発行できるよね。だから、極論になっちゃうけど大量に不換紙幣を発行しようが、ほとんど不換紙幣を発行しなからうが問題はないわけだ。

そこで、政府や通貨当局(日本の場合は日本銀行)が不換紙幣の流通量をコントロールするんだ(これまでの本位制度(金本位制・銀本位制)に対して、1930 年代以降のこの制度を管理通貨制度という)。つまり、国内で流通している紙幣量を判断・把握して、通貨当局(日本の場合は日本銀行)がバランスよく紙幣流通量を調整していくわけだ。

だから、ちゃんと経済の実態に見合った分だけの紙幣流通量が出回っているのであれば、不換紙幣であつてもちゃんと「信用度」は保たれるわけだ。でも、もしも戦争が起きたり、災害が起きたりしてお金が大量に必要になってしまったらどうなるだろう？その場合は、政府が不換紙幣を大量に発行して、公共事業などにお金を費やすなど積極財政というガンガンお金を流通される政策をとってみればいい。では、このように不換紙幣が大量に出回って国内の紙幣流通量が増大した場合には、どういう現象が起きるのかを考えてみよう。

＜紙幣流通量が増大する場合＞

大前提として明治政府は 1873 年に制定した地租改正条例によって、土地所有者に地価(土地の価値)の 3%(1877 年以降は 2.5%)を地租として金納させている。例えば地価(土地の価値)が 100 万円だとすると、政府に 3 万円という一定額の地租を金納することになる(1877 年以降は 2.5%なので地租は 2.5 万円になるけど、計算が面倒になるのでここでは 3 万円の金納で固定して説明していく)。これを定額金納の地租というんだけど、この知識を基本手において以下のパターン①～パターン③までを考えていってほしい。

まず、パターン①。国内の紙幣流通量が増大した場合は、大量に出回った紙幣には希少価値がなくなり、紙幣の価値が下がる。そして、紙幣価値が下落すると、政府に納められる 3 万円は実質的には 3 万円以下の価値に下がっているのだから、政府の歳入は実質的に減少することになってしまうわけだ。

続いて、パターン②。国内の紙幣流通量が増大した場合は、国内に紙幣が出回っているわけだから、皆がお金を持っているという状態になる。まあ、単純に考えて皆がお金持っていてウハウハなら、物価だって上がるわな。このような品物の物価が上がるのが物価高であり、このような物価高の経済状況をインフレーション(インフレ)いう。

ということは、インフレの時には物価高＝米価高となるので、農民が生産した米は高値で売れて農民の収入は増加することになる。そして、その収入が増加している状況で、地租は一定額の 3 万円を金納すればいいのだから、インフレ(物価高＝米価高)時には、農民にとって地租の負担は実質的に軽減されることになるよね。

最後に、パターン③。インフレというのは、皆がお金を持っている状態になるので一般的に景気が良いと捉えられるけど、貿易における輸出入にも影響が出てくる。だって、インフレによって物価が高いということは、外国人からしてみれば「Wow!! 日本の商品はずいぶん値段が高いデース!! これでは買いたくないデース」と日本からの輸出は伸び悩み、逆に物価の安い海外からの輸入が増大することになる。そして、ここに重大な問題が出てくるんだ。さて、海外と貿易で決済する際には何が使われたっけ？そう、正貨(金貨 or 銀貨)だ。なので、海外から輸入が増えれば増えるほど、日本は正貨で支払いをすることになるので、日本の正貨保有量は減少することになってしまうわけだ。

＜紙幣流通量が増大した場合＞

①紙幣流通量が増大→紙幣の価値が下落

→定額金納の地租により、政府の歳入は実質的に減少することになる

②紙幣流通量が増大→物価が上昇(物価高)＝インフレーション(インフレ)

(1) 米価高で農民の収入が増加→定額金納の地租により農民の地租の負担が実質的に軽減

(2) 物価高のため輸出減少・輸入増大→輸入が増大すると自国の正貨保有量が減少

紙幣流通量が増大すると、紙幣価値が下落したことで政府の歳入は実質的に減少してしまう。さらに物価高＝米価高により農民の地租の負担は実質的に軽減されることになるが、一方で物価の高い日本からの輸出は減少して、日本の正貨保有量も減少してしまう。じゃあ、これを改善したい場合にはどうすればいいか？酒税や煙草税などの増税をして出回ってしまった紙幣を国民から回収し、さらに政府の歳出を減らす緊縮財政という政府がお金を節約する財政政策をとれば、国内にお金が出回らなくなって紙幣流通量を減少させることができる。

＜紙幣流通量が減少する場合＞

まず、パターン①。国内の紙幣流通量が減少した場合は、ほとんど出回っていない紙幣には希少価値が生まれて、紙幣の価値が上がる。そして、紙幣価値が上昇すれば、地租改正によって政府に納められる 3 万円は実質的には 3 万円以上の価値に上がっているのだから、政府の歳入は実質的に増加することになるわけだ。

続いて、パターン②。国内の紙幣流通量が減少した場合は、国内に紙幣がほとんど出回っていないわけだから、皆がお金を持っていない状態になる。すると、人々は物を買う余裕がなくなるので、企業やお店は商品の値段を下げないと人々が物を買ってくれないので、物価が下がる物価安となる。このような物価安の経済状況をデフレーション(デフレ)いう。

ということは、デフレの時には物価安＝米価安となるので、農民が生産した米は安値しか売れないので農民の収入は減少することになる。でも、その収入が減少している中で、地租は一定額の3万円を金納しなければならないので、デフレ(物価安＝米価安)時には、農民にとって地租の負担は実質的に増大されることになるんだ。

最後にパターン③。デフレというのは、みんながお金を持っていない状態になるので一般的に景気が悪いと捉えられるけど、貿易における輸出入には良い影響が出てくる。だって、デフレによって物価が安くなっているということは、外国人からしてみれば「Wow!!日本の商品はずいぶん値段が安いデース!!これなら買いたいデース」と日本からの輸出は促進され、逆に物価の高い海外からの輸入は減少することになる。そして、海外との貿易決済は正貨(金貨 or 銀貨)で行われるので、日本からの輸出が増えれば増えるほど、外国が正貨(金貨 or 銀貨)で支払いをしてくれるから、日本の正貨保有量を増加させることができるわけだ。

＜紙幣流通量が減少した場合＞

① 紙幣流通量が減少→紙幣の価値が上昇

→定額金納の地租により、政府の歳入は実質的に増加することになる

② 紙幣流通量が減少→物価が下落(物価安)＝デフレーション(デフレ)

(1) 米価安で農民の収入が減少→定額金納の地租により農民の地租の負担が実質的に増大

(2) 物価安のため輸出増大・輸入減少→輸出が増大すると自国の正貨保有量が増加

このように、不換紙幣が発行されている場合は、政府の政策によって紙幣の価値が上がったり下がったり、また物価が上がったり下がったりして、輸出入の増大・減少にも影響が出てくる。それらは、政府が発行する不換紙幣の流通量に要因があるわけで、その紙幣流通量を政府がコントロールすることが重要になる。だから、不換紙幣を発行する際の“信用度”は、その政府が発行する紙幣流通量にかかってくるわけだね。

では、最初の質問にあった内容に話を戻そう。現在の日本で発行されている紙幣は不換紙幣だ。だから、紙幣流通量が政府によって程よく調整されている状況であれば、1万円札にはちゃんと1万円の価値がある。でも、紙幣を増発して紙幣流通が多くなると、紙幣価値が下がってしまうこともある(ジンバブエは極論レベルだけど笑)。ゆえに、最初の1万円札に1万円の価値があるかという答えはYesでもあるけど、Noにもなりえるわけだ。

上記のように、紙幣には兌換紙幣と不換紙幣の2種類があるわけだけど、ではこの明治初期に国内で流通していた紙幣はどちらだったんだろう？それは、[B]—戊辰戦争—で軽く触れていたけど、不換紙幣だ。明治政府は、戊辰戦争の戦費をまかなうために、右写真のような「金札」とも呼ばれた太政官札(1868)や民部省札(1869)などの不換紙幣を発行していたからね。

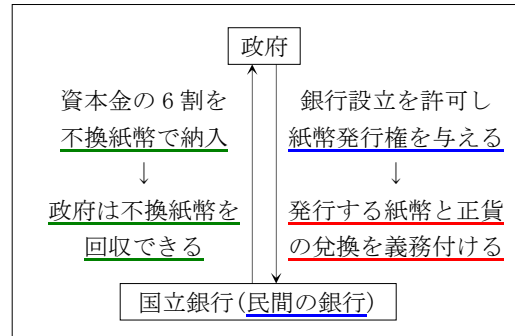
なお、この太政官札は「金拾両」と書いてあるので、「10両」分の価値があるらしい。…って、バカにしているのかって話だよ。だって、こんなワケわかんねえ紙幣に、小判「10両」分の価値なんかあるわけないじゃん！どう考えたって、小判「10両」と同じ価値になるわけないし、そもそも出来上がったばかりの明治政府に“信用度”なんてあるわけない。



〔太政官札(金札)〕

そのため、太政官札の価値はドンドン下落していった、実際には7両分の価値にまで下がってしまったんだ。だから、このままではマズい。一刻も早く不換紙幣を回収していかなければマズい(大切なことなので2回言いました)。そこで、明治政府は、民間銀行を設立させることで殖産興業を促進するだけでなく、不換紙幣を回収する目的もあって、アメリカのナショナル=バンク(national bank)の制度を参考にして、これを直訳した国立銀行条例を制定したんだ。つまり、国立銀行条例は、銀行の設立と不換紙幣の回収という一石二鳥をめざした法令だったわけだ。

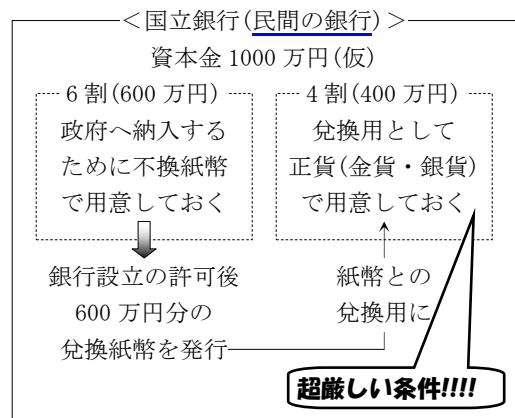
では、具体的にどのように不換紙幣を回収して、民間の国立銀行設立を目指したのか、その中身を見てみよう。まず、三井などの民間の金持ち達に「銀行つくりたいって人いませんか〜?」と呼びかけるんだけど、その際には、「銀行をつくっても問題ないか審査を行いたいの、まずは資本金のうちの60%を太政官札などの不換紙幣で納めてください」と条件をつけるんだ。つまり、銀行設立の際の資本金が1000万円だとしたら、そのうちの60%にあたる600万円を不換紙幣で政府に納める(これによって政府は不換紙幣を回収することができる)。それがクリアできたら、政府から銀行を設立する許可が下りるんだ(ここまではかなり細かい内容なので経済学部系を受験する者は押さえておくといいが、その他の者はここまで押さえておかなくても大丈夫)。



でも、わざわざ600万円もの金額を政府に納めてまで銀行を作りたいって人はいないよね? 600万円分損するだけだし、その600万円で遊んだりした方がまだマシなもの。そこで、政府に不換紙幣で600万円納めて銀行設立が認められた者に対して、同じ600万円分の紙幣発行権を与えるんだ。600万円を政府に納めて、自ら600万円分の紙幣を発行できるなら、損することにはならないしね。

ただし、ここで重要なポイント。その国立銀行が発行する600万円分の紙幣は、正貨(金貨 or 銀貨)と交換することができる兌換紙幣でなければならない、としたんだ。だって、政府に600万円分の不換紙幣を納めてもらったのに、その国立銀行がまた600万円分の不換紙幣を発行しちやったら、意味がないでしょ? だから、設立が認められた国立銀行に対して、「紙幣発行権を与えるが、その発行する紙幣と正貨の兌換を義務付ける」という、テキストにおける説明につながるわけだ。

ということは、600万円分の兌換紙幣を発行する国立銀行は、その600万円分の紙幣と交換できるだけの正貨(金貨 or 銀貨)を用意しておかなければならない。それが、資本金のうちの残り40%にあたる部分。だから、国立銀行は資本金60%分の600万円分の紙幣を発行するので、残り40%分の400万円相当を正貨(金貨 or 銀貨)で用意しておかなければならない、ということだ。なお、「600万円分の紙幣を発行するのに、交換用の正貨は400万円分だけいいの?」という疑問もあると思うので、答えておこう。600万円分の兌換紙幣を発行したとしても、さすがに、その全てを正貨に交換するというには十分なはず。600万円分紙幣を発行するのだから、400万円分ぐらいの正貨を準備しておけば、交換用としては十分なはずだからね。



ただね、この資本金の4割(400万円)を正貨で準備しておく、って条件はちょっと厳しすぎない？ただでさえ、明治政府が正貨(金貨 or 銀貨)をあまり持っていないのに、民間の中でそんなに正貨を持っている人なんていないでしょ。こんな条件クリアできるのは、江戸時代の頃から栄えていた三井家などの豪商ぐらいしかいない。その結果、この国立銀行条例に基づいて設立された銀行は、**渋沢栄一**が頭取となって、**三井組・小野組**の出資によって**1873年**に設立された**第一国立銀行**や、第二国立銀行・第四国立銀行・第五国立銀行といったたったの**4行**にすぎなかったんだ。

まあ、少ないながらも、ひとまず兌換紙幣を発行する国立銀行が4行は設立された。そして、第一国立銀行からは、右写真の銀行に持っていくと正貨と交換してくれる兌換紙幣が発行されるんだ。



〔国立銀行券(兌換紙幣)〕

じゃあ、もし君たちがこの国立銀行券と書かれている兌換紙幣を受け取ったら、どうする？僕だったら、真っ先に正貨と交換しちゃうね。だって、こんな紙切れをもっているぐらいなら、正貨を持っていた方が安心できるもの。そして、この時代の人々も当然同じように考える。その結果、「紙幣と正貨を交換してくれ」って人が殺到して、第一国立銀行にあった交換用の正貨は、見る見るうちに無くなって、底をついてしまったんだ。そのせいもあって、1874年に**小野組**は**島田組**とともに破産してしまっている…、Oh, No(小野だけにね…)。

このまま放っておいたら、紙幣と正貨の兌換義務のせいで、すべての国立銀行が潰れてしまうかもしれない。しかも、1876年には秩禄処分が行われたから、このまま何年か経つと、金禄公債証書を支給された全国の華族・士族が、「金禄公債証書を現金と交換してくれ」って銀行にやってくる…。たったの4行で、それら華族・士族の金禄公債証書の現金化に対応できるわけないし、ましてや、兌換紙幣であることを継続していたら100%破綻する。そのため、**1876年に国立銀行条例を改正**して、一番面倒くさい条件であった紙幣の**正貨兌換義務**を削除してあげたんだ。

これであれば、正貨を準備しておかなくてもいいわけだから、条件をクリアするのは簡単だね。ある程度の資本金さえ持っていればいいんだもの。その結果、**1879年**までに**153行**もの国立銀行が設立されることになったんだ(こうした国立銀行は第一国立銀行から第百五十三銀行まで設立され、)新潟県に本店をおく**第四銀行**や、宮城県に本店を置く**七十七銀行**のように、現在もその名称が残っている銀行がある)。

できるだけ多くの国立銀行を設立してもらわなければ、政府も困るので、実は国立銀行条例の改正には特例が設けられているんだ。それが金禄公債証書を銀行設立の資本金として認める、ということ。本来は、金禄公債証書は5年間の据え置きだから、1881年まで現金と交換することはできない。でも、特例として国立銀行を設立する際に、この金禄公債証書を資本金にしても構わない、としているんだ。だから、これを利用して、1877年には**華族**の出資によって**(第)十五銀行**が設立されている。昭和時代の**金融恐慌**でこの銀行は破綻しちゃうけどね…。

ただ、ここで必ず押さえておかなければいけないことがある。1876年の国立銀行条例改正によって、紙幣の正貨兌換義務を削除してあげたということは、国立銀行が発行する紙幣は、「正貨と交換できる兌換紙幣ではなくてもよい」ということになる。つまり、これ以降、国立銀行が発行する紙幣は**不換紙幣**となっていくわけだ。そのため、1876年以降は、153行の国立銀行が不換紙幣を発行していくことになる。そして、1877年には西南戦争が起きたため、戦費を補うために政府も不換紙幣を発行することになったので、国内では不換紙幣の増発によってインフレが進行していくことになるんだ。